

V 教育厅主要事務事業

1 学びの基礎を徹底する

1 「確かな学力」の定着と伸長（指導部）

(1) 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

ア 調査の目的

- (ア) 公立小・中学校における児童・生徒の学力の定着状況を把握及び全都における教育行政施策の立案・実施
- (イ) 区市町村教育委員会による教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題・解決策の明確化及び教育行政施策の立案実施
- (ウ) 各学校による教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策の明確化及び、児童・生徒一人一人の学力向上
- (エ) 都民に対する東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況についての理解

イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容＜悉皆調査・自校採点＞
 - 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
 - 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
- (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
- (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

(2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」に基づく説明会の開催

都内全小・中学校等の教員及び区市町村教育委員会の指導主事を対象に、学力調査の意図、問題の趣旨や内容、採点のポイント、調査の分析結果、授業改善のポイントについて周知する説明会を開催する。

(3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析から課題を明らかにし、その解決を図るための授業改善のポイントを明示した報告書及び、授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内全区市町村教育委員会及び都内全公立小・中学校等に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

(4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置し、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

(5) 都及び国の学力調査の結果に基づく「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

東京都内の全ての公立小・中学校において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に

応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層充実させる。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域住民、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域・社会が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

(6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づき、学力に課題のある学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。

(7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供（メールマガジンの配信）

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、東京都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

(8) 学力向上パートナーシップ事業【新規】

中学校1校とその近隣の小学校2校程度からなる重点地区を指定し、区市教育委員会と連携して、重点教科（国語又は算数・数学）を中心に、基礎的・基本的事項の定着に課題のある児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を行う。

(9) 東京ベーシック・ドリルの作成【新規】

「小学校4年生までに身に付けさせる必要がある内容」を習得するための教材を開発するとともに、都内全公立小学校に配布し、その活用を図ることにより、基礎的・基本的事項の徹底を図る。

2 都立高等学校学力向上開拓推進事業（指導部）

全ての都立高校において、入学者選抜学力検査の結果分析等に基づく「学力向上推進プラン」を作成して、学力の向上に向けた指導の工夫をするとともに、各学校で実施する学力調査の結果分析を踏まえて「学力向上推進プラン」を見直すなど、PDCAサイクルによる授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。

(1) 学力向上推進委員の設置

(2) 「学力向上推進プラン全体計画」の作成

(3) 「教科別学力向上推進プラン」の作成

(4) 各校独自の学力調査の実施と分析

(5) 学力調査結果の分析を踏まえた「教科別学力向上推進プラン」の見直し

(6) 都立高校学力向上推進協議会の開催

3 「都立高校学カスタンダード」活用事業（指導部）

(1) 「都立高校学カスタンダード」の作成・改訂

学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行うことにより、生徒の学力の伸長を図るため、「都立高校学カスタンダード」を平成24年度に作成した。今年度は推進校による先行実施を受けて、「都立高校学カスタンダード」の改訂作業を行うとともに、対象学年を拡大して新たな教科・科目の「都立高校学カスタンダード」を作成する。

(2) 学力調査の作成・実施【新規】

自校の学力スタンダードに基づく学習指導による、生徒の学力の定着を客観的に把握するための「都立高校学力スタンダード学力調査」（仮称）を実施する。調査結果に基づき、目標を達成するまで繰り返し指導することで学力の定着を図るとともに、自校の学習目標の設定や指導体制、指導・評価方法を検証し、改善を図る。

ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード学力調査」作成委員会（仮称）の設置

イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施

ウ 「都立高校学力スタンダード」に基づく3段階の問題の作成、目標到達通過率・最低通過率の設定

エ 「学力調査個人票」による、学力調査結果の生徒へのフィードバックとその活用

(3) 「都立高校学力スタンダード」推進校事業の実施

「都立高校学力スタンダード」に基づく学習指導の実践研究を行い、成果を全都立高校に普及するため、推進校事業を実施する。

ア 「都立高校学力スタンダード」に基づく自校の「学力スタンダード」の作成

イ 「学力スタンダード」に基づく組織的な学習指導体制の確立

ウ 「都立高校学力スタンダード学力調査」の通過率を基にした自校の通過率の設定

エ 「都立高校学力スタンダード学力調査」の結果分析とその活用

4 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

難関国立大学等を目指して学校生活に意欲的に取り組む生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校7校、進学指導特別推進校6校、進学指導推進校13校、中高一貫教育校10校を合わせた36校に対する支援を行う。

(1) 進学指導研究協議会「教科主任部会」

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案、教科指導法等について学ぶために設置している教科主任部会を5教科でそれぞれで実施する。

(2) 大学入試問題分析集の作成

難関国立大学2次試験及び難関私立大学の入試問題の分析及び解説書を日頃の授業の内容と結び付けて作成し、進学指導、学力向上に役立てる。

(3) 授業力向上セミナーの実施

進学に対応した指導方法について理解を深め、進学指導に特化した授業を実施するための指導技術を学ぶ機会を設ける。

(4) 巡回指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する専務的非常勤教員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を行うことにより、各校の進学指導の事務の効率化を図る。

(5) 外部人材による自主学習支援

進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校を対象に、生徒が志望する難関大学の学生等の外部人材を活用することにより、夜間及び土曜日等における自習室又は自習スペースでの生徒の学習を支援する。

外部人材は、自習室・自習スペースを巡回して生徒の学習状況を把握し、生徒からの質問への対応や学習の補助、個別指導等、必要な支援を行う。また、自習室・自習スペースの環境維持に努める。

2 個々の能力を最大限に伸ばす

1 言語能力向上推進事業（指導部）

都内公立小・中学校 150 校、都立学校 45 校を推進校として 3 年間指定し、活字に親しむ学校づくりを通して、児童・生徒の言語能力の向上を図る。

(1) 推進校が必ず行う取組

ア 読書活動

「読書活動」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読むこと、課題を追究するために資料を読むことを含む。

イ 書くことに関する学習活動

ウ 専門家を招聘した教員研修

エ 専門家による児童・生徒対象の授業

(2) 推進校が学校の状況等に応じて行う取組

ア 学校図書館を活用した各教科等の授業

イ 意見の異なる者同士の討論・討議

ウ 体験や調べたことをまとめ、発表し合う学習活動

エ 本を読んで意見等を述べ合う学習活動（書評合戦）

オ 弁論大会 等

2 都立高校生を対象とする言語能力向上のためのイベントの開催（指導部）

(1) 「高校生書評合戦首都大会(2013)」の実施【新規】（生活文化局との共管）

全都立高校が参加するほか、国立・私立高校や近隣県の学校にも参加を呼びかけ、高校生による書評合戦を実施する。

(2) 「都立高校生 言葉の祭典」

都立高校生の論理的思考力や表現力等を育むことを支援するため、言葉に思いを載せて発信し、競い合う「都立高校生 言葉の祭典」を開催する。

ア 部門

弁論・討論

イ 方法

弁論・討論の各部門ともに予選を実施し、言葉の祭典の当日に、決勝戦を行う。

3 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

(1) 重点的取組

ア 都立学校における取組

(ア) 全都立学校において教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記し、学校全体で読書活動を計画的に進めていく。

(イ) 学校別の読書活動取組状況及び生徒の読書状況調査

平成 21 年度から調査を隔年で実施している。平成 21 年度及び平成 23 年度の

数値については、都立学校や区市町村教育委員会に結果を通知し、全体の数値については子供読書活動推進ウェブサイトに掲載した。平成 25 年度は調査の実施年に当たり、第二次東京都子供読書活動推進計画最終年度でもある。9 月には、学校における読書活動推進状況や生徒の読書状況に関する調査を実施し、現状を把握する。

また、その結果を分析することによって、次年度以降の取組の推進につなげていく。

(ウ) 生徒の読書状況に応じた取組のモデル事業のテキストの普及

平成 22 年度に都立高校 6 校において、学校の実情や生徒の読書状況に応じた読書状況別（三つのパターン）のモデル事業を実施した成果を平成 23 年度にテキストとしてまとめ、ホームページに掲載した。

平成 24 年度は、未読者率の高い学校を中心に 20 校ほど訪問し、ヒアリングを実施した。

平成 25 年度は、都立高校の未読者率改善に向け、各校で活用されるよう、秋に実施する「子供読書フォーラム」のブース展示でも紹介し、普及・啓発を図る。

(エ) 都内の読書活動事例の共有化

地域の読書活動推進事例や都立学校の指導事例の情報を共有するため、集約した情報をホームページに掲載した。今後も更に情報を集めて共有し、読書活動の推進に生かせるよう、普及・啓発を進める。

(オ) 都立図書館による特別支援学校への支援

出張おはなし会、図書室整備事業、読書相談、選書支援、図書補修ガイダンス、資料貸出等などを実施する。

イ 小・中学校への支援

(ア) 未読者を中心とした児童・生徒一人一人に応じた取組のモデル事業のテキスト化

平成 22 年度に都内公立小学校 3 校・中学校 2 校において、児童・生徒一人一人に応じた読書指導を推進していくため、読書意欲が高まらない児童・生徒に対する働きかけを行う「読書指南役」の手法を研究するモデル事業を実施した成果をテキストとしてまとめ、ホームページに掲載している。今後は、本テキストが、各学校で活用されるよう、普及・啓発を進める。

(イ) 都内の読書活動事例の共有化

地域の読書活動推進事例や小・中学校の指導事例の情報を共有するため、集約した情報をホームページに掲載した。今後も更に情報を集めて共有し、読書活動の推進に生かせるよう、普及・啓発を進める。

(2) 更なる読書習慣の向上のための取組

重点的取組のほかに、第一次東京都子供読書活動推進計画からの取組を含め、子供の読書環境を整備し、更なる読書習慣の向上に向けた取組を行う。

ア 公立図書館の充実（都立図書館）

(ア) 都立図書館の児童・青少年サービスの充実

資料等の充実に努めるとともに、都立図書館のホームページ上に開設した学校支援コーナーについて、普及・啓発を進める。

(イ) 都内公立図書館職員の研修（都立図書館）

継続して都内区市町村立図書館職員向け「児童図書館専門研修」を実施する。

イ 学校の読書活動を支える人材育成（都立図書館）

継続して「読書活動」の研修を実施する。

小・中・高・特別支援学校等の教員を対象にした「読書活動Ⅱ」（教職員研修センター 専門性向上研修(教育課題)）の講師を務めるほか、特別支援学校や特別支援学級を持つ小・中学校の教員を対象にした「読み聞かせ」の研修を実施する。その他、学校からの要望に応じ、ブックトークなどの出前講座も行っていく。

ウ ボランティア等、地域の力を生かした読書活動の推進

(ア) ボランティア等との円滑な連携の推進

「東京都教育の日」に感謝状を贈呈された読書活動関係のボランティア団体等を子供読書活動推進ウェブサイトに取り上げることにより、地域の学校において読み聞かせボランティアが活動していることを広く知らせ、都民に関心を持ってもらうことにより、活動を支援する。

平成25年度は、「子供読書フォーラム」において、ボランティア団体の活動を紹介するほか、市の図書館におけるボランティア育成やボランティアとの協働の取組についても取り上げて、区市町村におけるボランティアとの連携、ボランティア活動の更なる推進に向け啓発する。

また、プロの朗読を聴く機会も提供することにより、読み聞かせボランティアが実践していく上での参考としてもらう。

(イ) 家庭等の本を活用した子供の読書環境の充実

家庭等にある書籍を、学校等で活用していくための仕組みを検討し、読書環境の充実を目指す。ホームページに、学校が必要とする本のリストを掲載して、都民の蔵書を提供しやすい環境を整える。

エ 啓発・広報（都立図書館）

子供読書フォーラム等の実施、都民向けに作成した子供読書活動推進のための啓発資料等の普及を進める。

4 理数教育の推進（指導部）

(1) 「東京都理数教育振興本部」の設置【新規】

東京都における理数教育の振興を図るため、東京都が実施する理数教育振興施策の進行管理及び今後の理数教育振興施策の検討を行う「東京都理数教育振興本部」を設置する。

(2) 小・中学校における取組

ア 「理数フロンティア校」（小・中学校）の指定【新規】

小・中学校において、理数教育の充実を図るため、理数教育に先進的に取り組み、各区市町村の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」として小学校 50 校、中学校 50 校を指定する。

イ 「東京ジュニア科学塾」の創設【新規】

科学に高い興味・関心がある中学生の資質・能力をさらに伸長するため、中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を創設する。

ウ 「観察実験アシスタント」の配置【新規】

小・中学校の理科授業に、学生や社会人、地域人材等を「観察実験アシスタント（P A S E O）」として配置し、観察や実験等の充実を図る。

エ 理数教育に関する研修等の推進（小・中学校）

(7) 観察・実験に関する教員研修「小学校理科教育人材育成研修」

・小学校低学年担当教員対象講座

幼児や児童に植物や動物への関心を持たせることのできる指導力を育成する。

・小学校一般教員対象 理科 観察・実験 基礎講座

観察や実験を安全・確実にできるように、基礎的な知識・技能や事故を防止する上での必要な配慮事項を習得させる。また、児童が科学的な関心を高められるよう、基本的な授業の工夫について実技とともに習得させる。

・小学校理科の推進と実践的な指導の在り方

理科の専門的な指導力を伸ばすとともに小学校の理科室の運営や法令等に基づく薬品管理の在り方などについて学び、校内の他の教員にも的確に助言できる能力を育成する。

(4) 中学校理科教員対象 観察・実験 基礎講座

専門としない分野においても、観察や実験を確実にできるように、基礎的な知識・技能等や授業の工夫の仕方について習得させる。

(3) 都立高校における取組

科学技術で世界をリードし、次代を担う才能豊かな生徒を育成するため、理数科目の指導方法の研究や自然科学系部活動の研究活動を支援し、優れた素質を持つ生徒の発掘とその才能を伸ばし、理数好きの生徒の裾野を拡大する。

ア 「理数フロンティア校」の研究・開発の支援及び中間報告会の実施

「理数フロンティア校」の理数教育に特化した教育課程・教育内容・指導方法などの研究・開発について、「講演会やセミナーの開催」「科学の甲子園全国大会・SSH指定校等の視察」「外部機関での研修や野外での自然科学に関する巡検の実施」「観察・実験に必要な実験器具の充実」などの支援を行うとともに、研究成果中間報告会を実施する。

イ 「理数教育チャレンジ団体」の指定及び生徒の研究活動の支援

自然科学に関するテーマについての研究を行い、その成果を各種科学コンテスト等に出品することを目的とする部活動、生徒会活動、有志団体等、12団体を理数教育チャレンジ団体として指定し、「観察・実験に必要な実験器具の充実」など、生徒の研究活動を支援するとともに、研究成果発表会を実施する。指定された団体は、科学技術振興機構が主催する「科学の甲子園全国大会」の出場や各種コンテスト等の上位入賞を目指す。

5 英語教育の推進【新規】（指導部）

(1) 「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣【新規】

小学校に、英語に堪能な地域人材や英語科教員の経験者等を「小学校外国語活動アドバイザー」として派遣し、小学校教員が単独で外国語活動の授業を円滑に実施できるよう支援を行う。

(2) 都立高校における英語教育の推進【新規】

「東京都英語教育戦略会議」を設置し、東京都独自の英語教育の推進に向けた中・長期的方向性と施策の在り方を検討する。

ア 「東京都英語教育戦略会議」での検討

公立小・中学校等を含め、全都立高校における英語教育推進のための具体的方策を検討する。

- ・英語授業の改善
- ・教員の指導力向上
- ・英語使用場面の拡大による英語学習への動機付け
- ・小中高(大)の一貫した英語教育

イ 「英語力判定統一試験(仮称)」による実態把握

英語教育推進協力校(20校)において、4技能(聞く、話す、読む、書く)を統合した試験を実施し、英語力の客観的データの収集を行う。

6 都立高校における日本史必修化の推進(指導部)

都立高校及び都立中等教育学校後期課程における日本史必修化を着実に進めるとともに、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の一層の普及・啓発を図る。

(1) 都立高校及び都立中等教育学校後期課程における日本史必修化の推進

地理歴史の教育課程を調査研究するとともに、各校の教育課程編成を指導する。

(2) 都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の教授用指導資料の改訂

教育研究員による「江戸から東京へ」に関わる最新の研究成果を反映させるとともに、「江戸から東京へ」の授業を適切に実施できるよう教授用指導資料を改訂し、東京都独自のテキスト(教科書)「江戸から東京へ」の普及・啓発を図る。

7 次世代リーダー育成道場(指導部)

広い視野や海外で通用する高い英語力、使命感や世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で、高校在学中に海外に留学させる都独自のプログラム「次世代リーダー育成道場」を開設し、我が国の次代を担うたくましいリーダーを都立高校から輩出していく。

(1) 事前研修

次世代を担うリーダーに求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けさせるため、次の研修を海外派遣前に受講させる。

ア 様々な分野で活躍する人材による講義を通じた自国理解の深化

イ 外国人講師による少人数のグループでの演習、英語によるプレゼンテーション、オンライン学習等を通じた英語力の向上

ウ 日本の近現代史に関する講義、史跡の見学、舞台芸術・武道等の体験、伝統工芸等の鑑賞を通じた日本の伝統文化理解の深化

エ 施設見学等を通じた、科学・工業技術、環境技術等の理解

オ 大学や大使館との連携の下、サミット等を開催し、在京留学生や在京大使館職員等との交流の充実

(2) 留学

都立高校生がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍するリーダーに必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

なお、現地の高校での学習が、通常の学業を修めたと日本の在籍校校長が認めた場合には、生徒は学校の規定による単位数を修得し、元の学年に一旦復学した後、進級

することができる。

ア 現地高校への通学

イ 特別プログラム

現地企業・研究施設訪問、大学での講義聴講、地域でのインターンシップ等

(3) 啓発・発信事業

社会で留学の機運を高めるための取組として、留学フェアやフォーラムを開催するほか、留学アドバイザーの設置、「次世代リーダー育成道場」特設ウェブページの開設により、本事業の成果や留学に関する情報を発信する。

8 都立高校における外国語による教育の実施【新規】(都立学校教育部)

都立国際高等学校において、平成26年度から日本語による授業に加え、英語でも授業を行う。また、海外大学への進学資格が取得可能となる国際バカロレアについて、将来的な認定の取得に向けた調査研究を行う。これらの取組により、都立高校生を海外の大学に進学させ、世界各国から集まった多様な文化や国籍を持つ学生と切磋琢磨せつたくさせていくことで、国際社会の様々な場面で外国人と対等に渡り合い、リーダーとして活躍し得る人材を育成していく。

また、総合特区制度を活用したアジアのヘッドクォータープロジェクトの推進に伴い来日することが見込まれる外国人の生徒についても、都立国際高等学校で受け入れていく。

9 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討【新規】(都立学校教育部)

理数を中心に、世界に伍ひとして活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方として、外部有識者を中心とする「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」を設置し、系統的・継続的な教育や教育課程の弾力的な運用が可能な「都立小中高一貫教育校」の設置に向けて検討を進める。

10 日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進(指導部)

(1) 日本の伝統・文化理解教育を推進するための研修の充実

教員研修の一層の充実を図り、日本の伝統・文化理解教育のねらいや活動内容、発達段階に応じた指導方法や、地域・関係機関と連携した活動の在り方等について学び、各学校において組織的に教育活動を推進していくための資質や能力を高める。

(2) 指導資料の作成

都内公立学校における特色ある取組について情報収集し、各学校が日本の伝統・文化及び国際理解教育を推進するための資料としてリーフレットを作成する。

3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

1 人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 人権教育の考え方

東京都は、平成12年11月に「人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自ら律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い、都民が世界に誇れる東京をつくること」を基本理念とする「東京都人権施策推進指針」を策定し、21世紀を展望して総合的に人権施策を推進していくための道すじを明らかにした。

「東京都人権施策推進指針」では、東京における人権問題として『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画を踏まえて、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題を挙げている。また、課題が複雑に絡み合い、これまでの施策と手法では対応できない新しい課題については、救済・保護、啓発・教育、支援・助成の三つの観点から人権施策を推進するとし、教育においては、人権尊重の理念を社会に定着させ、人権の意義が広く社会に浸透するよう、学校教育や社会教育等を通じて人権教育を効果的に進めるとしている。

また、同年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行され、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置が定められた。この法律により、国や地方公共団体は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるように多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨とし、人権教育及び人権啓発を行わなければならないとの基本理念が示された。また、同法第7条により国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

都教育委員会は、人権問題の解決に当たり、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、日本国憲法、教育基本法に基づき、教育目標を達成するための基本方針1で、『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成を掲げ、人権教育の推進を施策に位置付けている。

東京都人権施策推進指針に示された各課題に学校教育や社会教育等を通じて取り組み、相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たし、人への思いやりが実際の行動につながるよう、人権教育を効果的に進めるとともに、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進していく。

(2) 平成 25 年度の事業概要

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、資料提供、研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料・啓発資料の作成

- ・人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の教職員等に配布する。
- ・啓発資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、教材ビデオの制作を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下に、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置の人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集・整備し、閲覧・貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実するため、人権尊重教育推進校を設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の推進のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

(ア) 調査研究事業

(イ) 教職員の研究活動に対する奨励事業

(ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

2 道徳教育の推進（指導部）

(1) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の推進

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、東京都が独自に作成した教材を都内公立小・中学校等の児童・生徒に配布し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

(2) 道徳授業地区公開講座の推進

都内公立小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校における道徳の授業を保護者、地域住民及び都民に公開するとともに、「心の教育」の在り方について、学校、家庭、地域社会が意見交換をし、連携・協力して道徳教育を推進する。ねらいは、次のとおりである。

ア 意見交換等を行い、子供の豊かな心を育てるため、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

イ 道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図る。

ウ 道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進する。

(3) 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物愛護等に関する普及・啓発資料等を区市町村教育委員会等へ提供するほか、「小学校における動物ふれあい教室」を、小学校 20 校を対象に実施するとともに、東京都獣医師会との連携による教職員等を対象とした研修会等を開催し、学校における動物愛護等に関する普及・啓発活動を促進する。

(4) 先行実施校による「道徳・奉仕（仮称）」の実施【新規】

これまで、都立高校の教科「奉仕」で実践してきた、体験的活動を通して社会貢献の資質を育てる指導の成果を継承しつつ、生徒の道徳的実践力を高める道徳教育の内容を充実させた「道徳・奉仕（仮称）」を先行実施校で実践する。

先行実施校は、都独自の教材を使った効果的な指導方法などの研究や実践を行う。先行実施校の成果を他の都立高校へ普及させることで、都立高校全体の道徳教育の充実を図る。

(5) 「道徳・奉仕（仮称）」指導資料集の作成【新規】

平成 26 年度の全校実施に向けて、先行実施校による「道徳・奉仕（仮称）」の実践研究を踏まえ、指導資料集を作成する。

4 社会の変化に対応できる力を高める

1 情報モラル教育の推進（指導部）

(1) 子供を取り巻く実態の把握

ア 学校非公式サイト等の監視業務の実施

専門業者により、都内公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性のレベルを高・中・低の3段階に分けて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

イ インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

高機能携帯電話や新たなインターネットサービスの登場など、子供を取巻く環境が目まぐるしく変化していることを踏まえ、児童・生徒の携帯電話等の所持率や使い方、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握して、より効果的な啓発・指導のための基礎資料とする。

(2) 児童・生徒、保護者への啓発・指導、教員への支援

ア 有害情報から子供を守るための対策検討委員会

有識者からなる対策検討委員会を設置し、学校非公式サイト等の監視結果に基づき、有害情報から子供を守るための具体的な対策を検討するとともに、インターネット・携帯電話の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレット（小学校第3学年児童、中学校第1学年生徒対象）の内容等を検討する。

イ ICT活用講座（情報モラル・リテラシーに関する訪問講座）の実施

都立学校及び区市町村立学校の抽出校を対象に、児童・生徒向けの情報モラル・リテラシーに関する訪問講座を実施するとともに、都立学校教員向けの情報リテラシーに関する訪問講座を実施して、児童・生徒への啓発・指導と教員への支援を行う。

ウ ICT教育フォーラムの開催

情報通信技術の光と影をテーマに、情報モラルに関する講演やパネルディスカッション、ICTを活用した模擬授業や実践発表等を行うICT教育フォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。

2 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発（指導部）

職場体験の受入先に関する情報を、区市町村教育委員会に提供するとともに、学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発を行う。

(1) 中学生の職場体験の推進

都内公立中学校、中等教育学校の生徒を対象として、5日間程度、学校を離れ、地域商店、地元産業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験させ、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観の育成を推進する。

また、青少年・治安対策本部と連携し、中学生の職場体験に関する庁内推進会議や推進協議会を開催し、受入事業所の拡大を図る。

(2) 中学生の職場体験発表会の実施

「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）発表会」を開催し、小・中学校や高校、受入事業所による事例発表や、学識経験者等による講演などを行うことで、中学生の職場体験に対する都民等の理解・啓発とともに機運の醸成を図る。また、本発表会において、小・中学校や高校の取組事例等を紹介することにより、小・中・高校の一貫した取組の推進を図る。

3 系統的なキャリア教育の推進【新規】（指導部）

(1) キャリア教育に関する教師用手引書の作成【新規】

キャリア教育の新たな定義及び社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する理解を促すため、教師向け資料を作成・配布する。

(2) 「社会に出るまでに知っておきたい 20 の常識(仮称)」の作成【新規】

義務教育段階にある子供たちが、よりよく社会生活を送る上で必要な知識・技能を盛り込んだ児童・生徒向け資料を作成・配布する。

(3) 外部人材活用モデル事業【新規】

外部人材を活用した啓発的体験活動によりキャリア教育の推進を図るための実践研究を行い、外部人材の導入・活用の一層の促進を図る。

4 都立高校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) インターンシップの推進

都教育委員会は、平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成 19 年度から、連携してインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡大を図っている。

今後も、こうした事業を通して、より多様な企業等を受入先として確保するなど、都立高校生がインターンシップを行うことができるように支援していく。

(2) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高校が学校の教育活動全体を通じ、系統的、組織的なキャリア教育を推進していくために、基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を各校に作成させ、キャリア教育の一層の充実を図る。

(3) 都立普通科高校に向けたキャリア教育に関する教科・科目の開発

都立高校の普通科におけるキャリア教育の推進を図るために、企業やNPO等の外部人材の活用を図った1単位若しくは2単位相当のキャリア教育に関する教材・指導書の開発・作成を行う。

(4) キャリア教育推進者の資質向上

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校に企業やNPO等の外部人材の活用などの研修を通して、キャリア教育推進者の資質の向上を図る。

5 企業・NPOと連携した社会的・職業的自立支援事業（地域教育支援部）

(1) 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム

企業や大学、若者支援に関する専門的な知識や経験を有するNPO等と連携し、生徒が社会や職業について実感を持って理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要とされる基礎的な能力や態度等を身に付けることができる教育支援プログラムを、普通科高校を中心に順次展開していく。

(2) 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援

都立高校中途退学者等の現況等に関する調査結果を踏まえ、専門的知識や経験を有

する外部人材を活用し、高校中途退学の未然防止策と中途退学者に対する復学など、次の進路に向けた支援策を検討・実施する。

6 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) キャリア教育・職業教育の充実事業

肢体不自由特別支援学校5校を研究指定校とし、肢体不自由特別支援学校における障害の程度に応じたキャリア教育の在り方について研究・開発を実施する。また、小・中学部を設置する46校の都立特別支援学校において、小・中学部段階からのキャリア教育を引き続き実施する。

(2) 本人及び保護者キャリア教育セミナー

本人及び保護者向けにキャリア教育の理解を深めることを目的とした講習会等を開催する。

7 特別支援学校における就労支援（都立学校教育部）

民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより、特別支援学校における企業就労を促進する。

5 体を鍛える

1 子供の体力向上（指導部）

(1) 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

長期的に子供の体力が低下している中、平成31年度には、戦後、子供の体力がピークであったとされる昭和50年代の水準にまで向上させることを目標として、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。

ア 「子供の体力向上推進本部」等の設置

平成21年5月に「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策として、平成22年7月に「第1次推進計画」、平成25年2月に「第2次推進計画」を策定した。引き続き社会全体で子供の体力低下問題を解決していくための検討を行う。

イ 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元し、一人一人が自ら課題を持って体力向上に取り組むことができるようにするとともに、実態把握と評価・分析に基づく授業改善を行う。

ウ 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進

都内全ての公立学校において、体力向上に向けた具体的な取組を展開するとともに、優れた取組や実践を報告書に取りまとめて配布し、参考資料として活用する。

エ 中学生「東京駅伝」大会

中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施する。

(2) スポーツ教育の推進

子供の体力低下、学習指導要領改訂、スポーツ祭東京2013及び平成26年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催等を踏まえ、児童・生徒が、積極的にスポーツに親しみ健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツの意義と役割を正しく理解し、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、スポーツ教育を推進する。

ア スポーツ教育推進校の指定

都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校300校をスポーツ教育推進校に指定し、スポーツ教育を推進する。

イ スポーツ教育推進校への人的措置

スポーツ教育推進校における学校体育の一層の充実を図るため、ティームティーチングや少人数指導のための非常勤講師を措置する。

ウ トップアスリートの学校派遣「一日校長先生」事業の実施

アスリートを学校に招待し、その榮譽を讃えるとともに、アスリートに直接関わり、その生き方や考え方について学習する。

エ スポーツ教育推進のための補助教材の作成・配布

スポーツ都市東京を実現し、スポーツに親しむ児童・生徒の育成を図ることをねらいとして、スポーツ教育推進のための補助教材を作成・配布する。

(3) 部活動の振興

部活動振興基本計画を踏まえ、指導者の減少や生徒のニーズの多様化等の課題に対応していくとともに、生徒の個性・能力の伸長や社会性、生涯にわたる文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図る。

ア 運動部活動指導者講習会の開催

運動部活動の実技や事故防止等について講習会を開催し、顧問教諭の指導力向上に努める。

イ 総合体育大会の開催

総合体育大会への参加を通して、都内中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒の健全育成、健康増進及び運動部活動の振興を図る。

ウ 部活動推進指定校の指定

生徒の個性の伸長や人間性の育成を図るとともに、特色ある学校づくりを一層推進するために、都立高等学校の部活動振興モデル校を指定し、その成果の普及を図る。

エ 青少年を育てる課外活動支援事業

専門的指導や高度な技術指導を必要とする部活動に対し、相応の資格や指導力を有する外部指導員を重点的に導入する。

オ 地域との連携による都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

カ 中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進事業

中学校の部活動振興に関して、休部・廃部を防止する観点から、区市町村における積極的な外部指導員導入の促進を図る。

(4) 部活動による競技力向上

スポーツ祭東京 2013 や平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催を踏まえ、運動部活動による競技力向上を一層推進する。

ア 強化練習会の開催

東京都中学校体育連盟 20 競技種目及び東京都高等学校体育連盟 40 競技種目において強化練習会を実施し、組織的な強化体制を整備する。

イ 国体強化部活動の指定

スポーツ祭東京 2013 に向け、競技人口が少ない種目の選手の育成・強化を図る。

ウ 都立高校における「スポーツの名門校」づくりに向けた強化拠点事業

都立高校に各スポーツの強化拠点を指定し、全国大会等に出場できるよう競技力の向上を一層促進する。

エ 都立高校における県外遠征の実施

東京都と北海道夕張市による自治体間連携モデル事業の一環として、夕張市が開催する「高校生夕張キャンプ」へ生徒を派遣して競技力の向上を図る。

2 平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催（指導部）

平成 26 年度全国高等学校総合体育大会「煌めく青春 南関東総体 2014」の関東ブロック南関東四都県（東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）による合同開催を翌年度に控え、準備を本格化する。

(1) 大会開催に向けた実施計画の策定

平成 26 年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、総合開会式、競技種目別大会、広報・報道、宿泊・衛生、輸送・警備に関する詳細な実施計画を策定する。

(2) 総合開会式・競技種目別大会の日程・会場の決定

都が開催する総合開会式のほか、7 競技（体操（新体操含む。）、バレーボール、サッカー（女子）、相撲、弓道、テニス、なぎなた）について、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしく、全国から集まるトップアスリートたちが実力を思う存分発揮できるよう、競技日程、競技会場及び練習会場を決定する。

(3) 高校生一人一役活動の推進

本大会の主役である高校生が、選手としてだけでなく、総合開会式への出演、大会運営補助、大会 P R、草花装飾等の各活動に携わり、自らの手で大会を作り上げることによって多くの感動や達成感を味わうことができるよう高校生一人一役活動を推進する。

6 健康・安全に生活する力を培う

1 健康づくり推進のための支援事業等（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 精神科等の専門医の学校への派遣

都立学校の児童・生徒の心の健康に関する課題や性に関する今日的な課題について、精神科及び産婦人科の専門医を都立学校へ派遣し、教職員等の健康相談への対応能力の向上と校内保健活動体制の整備を支援する。

(2) 「健康づくりフォーラム」の実施

児童・生徒の健康づくり活動についての学校等での先進的な取組事例や特色ある取組等の発表や協議する場である健康づくりフォーラムを開催し、学校・家庭・地域・社会が一体となった児童・生徒の健康づくりの推進を図る。

2 公立学校における食育の推進（地域教育支援部）

(1) 栄養教諭の配置による食育の推進

ア 栄養教諭の配置

平成20年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置し、平成25年度からは複数配置を開始し、これまでに49名を配置してきた。栄養教諭は配置校のみならず、各校の食育リーダーを支援しながら、配置地区全体の食育推進の役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言がより一層充実できるような配置体制を確保し、食育を一層推進するため、平成26年度以降も継続して栄養教諭を配置する。

イ 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、「生きた教材」である地場産物を活用した食育が有効である。栄養教諭は配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の推進を図る。

研究内容

- ・ 地場産物の供給ルートの開拓
- ・ 地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・ 地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・ 生産体験学習など地域に密着した食育の実践

(2) 学校給食における地産地消

東京都学校給食会、産業労働局と連携し、伊豆諸島の水産物や地場産野菜の円滑な流通を図り、学校給食における地産地消を推進する。

3 防災教育の充実（指導部）

(1) 学校防災教育推進委員会の設置

東京都が目指す防災教育に係る施策及び取組に関する評価・改善を図るため、学校

における避難訓練や引き渡し訓練等の在り方や、防災教育補助教材の改訂について検討を行い、その結果を基に東京都の学校防災教育に関する提言をまとめる。

(2) 防災教育補助教材の作成

- ア 防災教育副読本「地震と安全」の作成と配布（都内全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）
- イ 小・中学校防災教育補助教材「3.11を忘れない」の作成と配布
- ウ 高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」の作成と配布

(3) 都立学校における防災教育の推進

- ア 地域と連携した防災教育の推進を図る「防災教育推進委員会」の活動を推進
- イ 実践的な防災教育を推進するための「地域防災マップ」「震災時帰宅計画」等の作成
- ウ 様々な場面や状況を想定した実践的な避難訓練の実施

(4) 全都立高校で一泊二日の校内宿泊防災訓練

- ア 定時制・通信制課程を除く全ての都立高等学校等で実施する。
- イ 災害発生時にまず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営など地域の防災活動に貢献できる自助・共助の心と実践力を持った人間を育てることを目的とする。
- ウ 首都直下地震等を想定し、消防、警察、自衛隊等と連携した初期消火訓練やAEDを用いた応急救護訓練、備蓄食準備訓練や体育館での就寝訓練などを行い、緊急時の心構えや対処について学ぶ。

(5) 防災教育推進校の指定（15校）

防災教育推進校は、次の取組等を実施する。

- ア 自校の防災に関する取組の企画・立案を行う高校生の防災組織「防災活動支援隊」を結成
- イ 学年単位で、上級救命講習を受講し、「上級救命技能認定証」を取得
- ウ 東京消防庁消防学校等で、宿泊防災訓練を実施
- エ 大学等の研究機関や東京消防庁の防災館等における施設訪問体験学習を実施
- オ 推進校の教員は、被災地等へ視察に行き、被害の状況やボランティア活動等の情報を収集し防災教育に活用

4 学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

都内全ての公立学校において「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムの活用により、学校の教育活動全体で総合的に安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校を指定する。

7 教員の資質・能力を高める

1 教員養成段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 東京教師養成塾の運営

東京都の公立小学校教員を志す都内及び近県に所在する大学の4年生等を対象に、特別教育実習、講義、ゼミナール、体験活動の4講座を実施し、教育に対する熱意と使命感を高め、実践的指導力や社会性を身に付けた教員の養成を目指す。

<目指す教師像>

- 社会の変化や子供・保護者の願いを的確に捉え、実践的指導力や企画力を身に付けた教師
- 幅広い教養を身に付け、総合的な見地から課題解決に当たり、教育活動を創造する教師
- 地域や社会貢献の活動に取り組み、自らの視野を広げ、子供に夢や感動を与え将来への展望を切り開く教師

(2) 新規採用予定者の実践的指導力の育成

ア からだであそぼうウイーク

(ア) 目的 児童とともに体を動かす楽しさを実感し、指導意欲を高め、児童の体力向上を図ることのできる指導技術等を身に付ける。

(イ) 対象者 小学校新規採用教諭予定者

(ウ) 内容 体育科授業参観、放課後運動遊び、体育科実技講習会等

イ 「からだであそぼうウイーク」の指導者講習会

(ア) 目的 「からだであそぼうウイーク」の取組の一定の水準を確保する。

(イ) 対象者 都内公立小学校教諭のうち、体育主任等、学校で体育の授業や体育的活動で指導的な立場にある教員

(ウ) 講師 大学の教授

(エ) 内容 体ほぐし運動、ゲーム・ボール運動、器械運動等

ウ 楽しく演出する理科実験講座

(ア) 目的 理科の指導における観察・実験に関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける。

(イ) 対象者 小学校教諭採用予定者

(ウ) 講師 大学の教授等

(エ) 内容 物の溶け方、植物の発芽・成長・結実、電気の利用、月と星などの講義・実験・観察

エ 昆虫・動物ウォッチング

(ア) 目的 生き物の飼育や観察に関する知識・技能を身に付ける。

(イ) 対象者 小学校教諭採用予定者

(ウ) 講師 多摩動物公園職員

(エ) 内容 昆虫飼育（講義・実習）、動物の骨格（講義・観察）

オ 子供とともに楽しむ外国語活動

(ア) 目的 外国語活動を指導するためのクラスルームイングリッシュを学ぶ。

- (イ) 対象者 小学校教諭採用予定者
(中学校・高等学校英語科新規採用教諭予定者も可)
- (ウ) 内 容 ネイティブによるクラスルームイングリッシュ・レッスン
アクティビティの紹介

カ 道徳の指導技術向上

- (ア) 目 的 児童・生徒の道徳的実践力を育成する指導技術を身に付ける。
- (イ) 対象者 小学校及び中学校教諭採用予定者（高等学校新規採用教諭予定者も可）
- (ウ) 内 容 小学校及び中学校道徳教育研究会に所属する教員による授業研究
統括指導主事・指導主事による講義
すぐに使える道徳資料の紹介

キ 東京教師養成塾の公開講座

- (ア) 目 的 東京都の教育課題について理解を深めるとともに、年度当初の実務について実践的な能力を身に付ける。
- (イ) 対象者 小学校教諭採用予定者
- (ウ) 内 容 講義及び課題選択したゼミナールをとおして、教育者としての資質と能力を身に付ける。

(3) 教職大学院との連携による優秀な新人教員の養成・確保

ア 目的

教職大学院と連携し、より高い実践的指導力・対応力を備え、学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成・確保する。

イ 教職大学院との連携の内容

優れた新人教員の養成を期して、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。

<主な協定内容>

- (ア) 東京都教育委員会は、連携する教職大学院に「共通科目」及び「学校における実習」の「共通に設定する領域・到達目標」を示している。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラム・シラバスに位置付け、それに基づき指導する。
- (イ) 各教職大学院の求めに応じ、都内公立学校を連携協力校に指定し、提供する。
- (ウ) 東京都の教員としての資質・能力を有するものとして推薦のあった者について、教員採用選考の特例を設ける。

2 優秀な教員の確保（人事部）

(1) 理科教育を推進する教員の採用

小学校での理科教育を充実するための人材を確保するため、教員採用選考の小学校全科（理科コース）において、採用選考の受験資格に加えて中学校又は、高等学校教諭の「理科」の免許状を持つ者を採用する。

(2) 地方会場における選考の実施

受験者の利便性向上と受験機会の拡充を図るため、東京都内のほか、仙台、神戸、福岡に選考会場を設け採用選考を実施する。

(3) PRの充実・拡大

東京都教育委員会のホームページへの掲載やメールマガジン配信などによるPR活動に加え、若手教員による「教員採用ナビ」を大学説明会等で積極的に活用するなど、全国の教員志望者に対して、東京都の教育や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えるなどの取組を講じる。また、教員採用候補者をフォローするため、専用のホームページを開設し、任用前講座の案内や任用前に役立つ情報の提供等を行う。

(4) 全国の大学との連携強化

受験者数の増加を図るため、大学の就職委員会や就職支援室への働きかけを強化するとともに、選考状況等を大学へフィードバックするなど、きめ細かい情報交換を通じて、大学との連携を強化し、信頼関係を向上させる。

(5) 他県と連携した選考の実施

地方の優秀な人材を確保するため、他県で実施する一次選考において東京都への受験申込を可能にするなど、採用選考において他県との連携を図る。

3 「東京都教員人材育成基本方針」に基づく教員の育成（人事部）

学校の組織的な課題解決能力の強化に向けて、年々増え続けている経験年数の少ない若手の教員を採用時から段階に応じて着実に育成するとともに、次代の学校経営を担うべき人材を確実に確保する必要がある。そこで、「東京都教員人材育成基本方針」に基づいた「OJTガイドライン」、学校マネジメント能力育成の視点から平成25年5月に改定した「学校管理職育成指針」を活用して、全ての学校において、教員の経験や能力、職層に応じて、特に学校運営力、組織支援力に重点を置き、意図的・計画的な育成を促す。そのため、「OJT推進指定モデル校事業」を活用し、モデル校を指定する。区市町村教育委員会及び学校経営支援センターと連携して、学校内の日常の業務遂行を通じて、学校全体としてOJTに組織的に取り組めるよう支援を行うとともに、その取組や成果を広く他校に周知し、OJTの一層の充実を図る。

都立高校のOJTの計画的な取組を推進し、組織的な人材育成をさらに進めるため、外部の専門的調査機関を活用し、専門的見地から調査分析を行い、「OJT診断基準」を作成する。作成した「OJT診断基準」に基づき、順次、各都立学校の取組状況を検証し、その改善に向け指導・助言を行う。

区市町村教育委員会及び小・中学校については、「OJT診断」の手法や成果を広く周知し、各区市町村教育委員会及び小・中学校での取組を推進する。

東京都教職員研修センターにおいては、引き続き、教育管理職、教育管理職候補者、主幹教諭及び主任教諭に対する研修の充実を図り、OJTの重要性についての理解を深める。

OJTを効果的に行うため、人事考課制度における自己申告書を活用した人材育成を推進する。自己申告書に示す職務目標の達成に向けて必要な能力を身に付けるために、目標を設定し（計画 Plan）、目標に向けて取り組んだ後（実施 Do）、成果と課題（検証 Check）を明らかにし、次の計画（改善 Action）につなげるなどの取組を通して、教員が主体的にOJTに取り組むようにするとともに、教員一人一人の経験や能力、職層に応じた成長を促し、学校における組織的な人材育成の充実を図る。

4 現職教員の資質・能力の向上（指導部）

(1) 東京教師道場

ア 目的

授業研究を通して、2年間にわたって継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力の向上を図る。

イ 対象

(ア) 部員

部員は、班に所属し、「授業力」向上に向け、継続的に指導・助言を受ける。

＜対象者＞

- ・都教職経験年数が4年から10年程度の教員
- ・校長が授業力向上のためのリーダーとして育成したい教員
- ・教科等の指導において高い専門性を身に付けようとする教員

(イ) リーダー

リーダーは部員の授業力向上に対する助言を行うとともに、自ら資質・能力の向上を図る。

＜対象者＞

- ・教育研究員を修了した教員
- ・東京教師道場で部員として修了した教員
- ・校内等で若手教員育成の実績のある教員
- ・教科等の指導において専門性が高い教員

(2) 東京都若手教員育成研修の実施

ア 内容と方法

(ア) 採用から3年間で、東京都教員人材育成基本方針に示された教員に求められる基本的な力を身に付けられるよう系統的・段階的な研修体系を構築した。

(イ) 1年次(初任者)研修では、教員としての基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得する。

(ウ) 2年次研修では、授業力の向上を中心に生活指導や学年・学級経営に関する研修等を通して実践的指導力の促進を図る。

(エ) 3年次研修では、外部との連携・折衝や学校運営・組織貢献に関する研修に重点を置き、現在の様々な教育課題への対応・解決力の拡充を図る。

(オ) 教員が身に付けるべき力について、行動指針としての到達目標を設定し、そのために必要な研修項目や方法、具体的な研修内容を年間シラバスとして策定し、一定基準の力量を形成する。

(カ) 各年次に応じた到達目標に対して、年間2回の自己診断を実施することで、自己の課題を認識し改善に努めるよう求めていく。また、課題を管理職及び指導教員も確認し、個別課題を解決していくなどして、きめ細かい育成を可能にする。

イ 研修体系

(ア) 1年次(初任者)研修（平成22年度から全公立・都立学校で開始）

○ 校内における研修 180時間以上

- ・授業に関する研修 120時間以上、授業以外の研修 60時間以上

○ 校外における研修 16日

- ・教育センター等における研修 10 日、宿泊研修 3 日、課題別研修 3 日
 - (イ) 2 年次研修（平成 23 年度から全公立・都立学校で開始）
 - 校内における研修 30 時間以上
 - ・授業に関する研修 15 時間以上、授業以外の研修 15 時間以上
 - 校外における研修 半日を 3 回
 - (ロ) 3 年次研修（平成 24 年度から全公立・都立学校で開始）
 - 校内における研修 30 時間以上
 - 校外における研修 半日を 2 回
- (3) 教職大学院を活用した実践的な教員養成の推進
- ア 目的
- 東京都公立学校の教員を教職大学院に派遣し、確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けさせ、学校運営や指導行政において中核的、指導的な役割を果たすことができる教員の育成を図る。
- イ 教職大学院との連携の内容
- 現職教員の資質・能力の向上を図ることを期して、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。
- ＜主な協定内容＞
- 東京都は、連携する教職大学院に「共通科目」の「共通に設定する領域・到達目標」を示す。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラム・シラバスに位置付けて指導する。
 - 教育管理職候補者及び現職教員を派遣する。
- ウ 派遣資格等
- (ア) 現職教員は、東京都公立学校の主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭・養護教諭で、東京都教育委員会が定める在職年数などの条件を満たす者とする。管理職候補者は、管理職選考合格者の中から東京都教育委員会が指名した者とする。
 - (イ) 派遣期間は 1 年間とする。
 - (ロ) 派遣先は、都教育委員会が協定を締結した教職大学院を設置する大学とする。
- (4) 指導主事及び教員の海外派遣研修
- ア 目的
- 指導主事及び教員を海外に派遣し、諸外国の学校運営や教科指導等に関する専門知識や外国における教育行政制度及びその運営の実態、その他必要な事項について調査研究させ、東京都の教育の充実に資する。
- イ 派遣内容
- (ア) 指導主事（2 名）
 - 大学院等での研究等や現地の教育委員会、学校及び教育機関の視察、インターンシップを通して、日本と異なる教育行政制度及びその運営の実態、学校経営の専門的知識、国際バカロレアの教育制度及びその指導方法・指導内容などについて学ぶ。
 - ・大学院等での受講
 - 教育行政学や学校経営学等

- ・現地教育委員会、学校及び教育機関での研修

現地の教育委員会、学校及び教育機関における調査研究及びインターンシップを行い、教育行政組織や施策立案について、体験を通して学ぶ。

(イ) 教員（2名）

大学等での研究等や現地の教育委員会、学校及び教育機関の視察、インターンシップを通して、日本と異なる教育事情、学校経営や指導方法等の専門的知識、国際バカロレアの教育制度及びその指導方法・指導内容などについて学ぶ。

- ・大学等への派遣

大学又は大学院において、英語の教科教授法や学校教育制度、学校運営などを学ぶ。

- ・現地校への派遣

現地の教育委員会、学校及び教育機関の視察及びインターンシップを行い、教科指導法や学校経営について、体験を通して学ぶ。

ウ 派遣資格

海外派遣研修の対象となる者は、研修の目的を理解し、勤務成績が優秀で教育研究に意欲のある教育職員であって、研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務する意思を有する者のうち、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

(ア) 指導主事

- ・東京都の統括指導主事又は指導主事として2年以上の経験を有する者（ただし、指導部長が特別な事情があると認める者はこの限りでない。）
- ・海外派遣研修を受講することができる語学力を有する者
- ・海外派遣研修修了後、引き続き指導的役割を担う指導主事として東京都に勤務し、研修成果の還元に努める意思を有する者

(イ) 教員

- ・派遣実施年度当初現在、年齢が満31歳以上43歳未満の者で、教職経験を6年以上とし、そのうち東京都公立学校での教職経験を2年以上有する主幹教諭又は主任教諭の職にある者（ただし、指導部長が特別な事情があると認める者はこの限りでない。）

(5) 教育研究員

ア 目的

都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

イ 実施内容

教育研究員は、東京都教育委員会の指導方針に従い、担当指導主事等の指導の下、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動に関する教育内容と教育方法等の実践的研究を行う。

(ア) 総会（年1回）

研究主題設定及び年間活動計画等の検討を行う。

(イ) 月例会（年間 11～14 回）

部会ごとに、設定した研究主題に迫る研究を毎月 1 回程度行う。

(ウ) 宿泊研究会

2 泊 3 日の宿泊研究を行う。

(エ) 部会別発表会（年 1 回）

部会ごとに研究発表会を行い、研究成果の普及に取り組む。

(オ) 研究報告書の作成・配布

研究報告書を作成し、公立幼稚園・小・中・高等学校及び特別支援学校等に配布する。

5 新人育成教員（再任用短時間勤務）の配置（人事部）

ベテラン教員の大量退職による新規採用教員が増加しており、その育成が急務となっている。特に小学校の新規採用教員は採用直後から学級担任となるため、学級経営の円滑なスタートに向けて重点的に指導を行い、担任を担う教員としての資質・能力を高める必要がある。そのため、平成 22 年度から教員の経験を含め、社会人としての経験のない新規大学卒業者を「学級経営研修生」として指定するとともに、退職した再任用短時間勤務教員を「新人育成教員」として配置し、ペアで学級担任を担うことを通して、学校現場における OJT を基本とした実践的研修を実施することとした。この制度により、経験豊富で指導力のあるベテランの力を活用し、学級経営の基盤となる学習指導力、生活指導力、コミュニケーション能力等について、新規採用教員の資質・能力の向上を推進していく。

新人育成教員は、退職者に対して制度の周知を図るなど、年度ごとに増員を図っている。

また、新人育成教員対象の講習会、学級経営研修生の集合研修の実施や新人育成教員の実践報告書を作成するなど、効果的に研修を実施し、新規採用教員を育成していく。

6 学校リーダー育成プログラム【新規】（人事部）

(1) 「学校リーダー育成プログラム」構築の考え方

将来、各地区・各学校で中核となって活躍する若手教員を早期に見いだし、重点的に育成するために、30 歳代の主任教諭 2 年目以上にある者を選抜して、学校、区市町村教育委員会、学校経営支援センター、東京都教育庁人事部及び東京都教職員研修センターが連携し、計画的・継続的に学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを構築し、推進していく。

(2) 「学校リーダー育成プログラム」の流れ

ア 第一段階「学校マネジメント講座」

管理職としての資質・能力を有する者を主任教諭の中から選抜し、区市町村教育委員会又は学校経営支援センターが、キャリア形成や学校マネジメントに関する講習を受講させる。

イ 第二段階「学校リーダー育成特別講座」

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援セ

ンターが特に選抜した者について、翌年度都教育庁人事部主催の2日間にわたる学校リーダー育成特別講座を受講させ、地区等の中核となる人材を育成する。

(3) プログラム修了者の扱い

「学校マネジメント講座」及び「学校リーダー育成特別講座」を修了した者には、平成25年度から新設する「教育管理職候補者B養成講座」の受講を積極的に勧める。この講座の修了により、教育管理職選考B選考の第一次選考が免除される。また、学校リーダー育成特別講座を修了し、教育管理職B選考に合格した者については、当該の者が所属する区市町村教育委員会が、自地区内で管理職に昇任させることができる。同様に、都立学校においては、管理職昇任まで、引き続き自校で勤務することができる。

7 指導教諭の活用と拡充【新規】(人事部)

社会状況の変化に伴い、都立高校の教員に求められる期待も、その内容も大きく広がっている。また、経験豊かな教員が大量退職期を迎えるため、指導の経験やノウハウ等を継承し、資質・能力を向上させていくことが求められている。

そこで、教員全体の「プロ意識」の涵養^{かんよう}や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭を都立学校において平成25年度より任用し、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都立学校の教員全体の指導力を高めていく。また、小学校及び中学校については、平成26年度からの任用・活用に向けて仕組みを構築する。

8 体罰を根絶する指導の推進【新規】(指導部・人事部)

体罰は暴力行為であり、絶対にあってはならない。研修等を通して、子供の指導に関わる全ての者に、体罰は決して許されないという認識を徹底するとともに、学校として組織的な指導体制を確立し、体罰を根絶していく。このための取組として、体罰等の実態調査、体罰調査委員会の設置による事実関係の解明を行った。また、「公益通報弁護士窓口」を設置し、児童・生徒や保護者からの通報にも適切に対応できるよう、体制を整備した。今後、「部活動指導等の在り方検討委員会」において、学校における体罰を一掃するための総合的な対策を策定し、学校や区市町村教育委員会と一体となって体罰の根絶に取り組んでいく。

9 人事交流の促進による人材の育成(人事部)

現在、公立学校では、教員の大量退職、大量採用期を迎えており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

そのため、平成25年度から、これまで、小・中学校、高等学校、特別支援学校と、校種別に定めていた「教員の定期異動実施要綱」を一本化するとともに、新たに、ステージ制や異校種間人事交流の仕組みを整え、人事交流の一層の促進を図っていく。

(1) ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を

促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成 24 年度、区部と市部の間、通常の学級と特別支援学級の間又は小・中学校と特別支援学校の間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動を促す仕組みである「ステージ制」を導入した。この仕組みを活用することにより、これまで以上に計画的な人材育成を図ることが可能となる。

(2) 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、今回の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた異動を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、仕組みの充実を図った。

このことにより、例えば、小・中学校と特別支援学校の間、又は高等学校と特別支援学校の間的人事異動においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性をさらに向上させる効果が期待できる。また、例えば、同一地域の中学校と高等学校の間的人事異動においては、教科指導や生活指導の継続性を確保し、地域全体の教育力を向上させる効果が期待できる。

平成 25 年度は、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の一層の促進を図る。

10 職責・能力・業績を重視した人事・給与制度の構築（人事部・福利厚生部）

教員一人一人の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力の一層の向上を図るため、平成 20 年度に主任教諭の導入を柱とした人事・給与制度の改正を行い、給料表において主任教諭の職務の級を新設するとともに、これまで以上に職責・能力・業績に応じためりはりのある給与体系へと大きく転換を図った。

さらに、教員に一律的に支給されている義務教育等教員特別手当や、特別支援学校に勤務する教員等に一律的に支給されている給料の調整額についても見直しを行い、平成 21 年度から段階的に縮減を図った。

一方、児童・生徒に対する教育効果が高い部活動は、学校運営上においても重要な教育活動であることから、週休日等に一定時間、部活動指導等に従事した場合に支給している特殊勤務手当（※）については、その特殊性・困難性に鑑み、平成 22 年度から、手当額の大幅な改善を図った。

平成 25 年度からは、勤勉手当における成績率の適用範囲を全ての教員に拡大した。今後とも、業績を給与に対して適切に反映する仕組みづくりを進めていく。

退職手当においても、基本額の支給率の見直しを行うとともに、職責をよりきめ細かく反映するため調整額の拡充を図った。

都教育委員会は、今後とも国の動向等を注視しつつ、関係機関と協議しながら、引き続き教員の職責・能力・業績をより一層重視した給与制度の構築に取り組む。

（※）週休日等に部活動指導等による勤務を行った場合には、職員の健康管理という観点からも、本来、週休日の変更等により対応すべきであるが、真にやむを得ない事情により、週休日の変更等ができない場合において、特殊勤務手当を支給している。

11 教職員の健康管理（福利厚生部）

(1) 定期健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法及び感染症予防法に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施している。特別健診として、女性健診、V D T健診、腰痛健診、C型肝炎ウィルス検査及び前立腺がん検査を実施している。実施に当たっては、夏季休業期間中における巡回健診や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努めている。

イ 「教職員健康管理システム」を活用して、定期健康診断の受診促進を図る。また、健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

さらに、公立学校共済組合と連携して、定期健康診断の受診率向上に向けた取組を行う。

(2) 都立学校労働安全衛生管理体制

ア 安全衛生組織

都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、東京都立学校安全組織等設置規程に基づき、都教育委員会に「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校の学校職員数規模に応じて、安全衛生委員会や産業医・衛生管理者等の設置をしている。

「都立学校安全衛生委員会」は、年4回を目標に開催し、各都立学校に労働安全衛生に関する情報を提供している。

また、都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施している。

イ 衛生管理者資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格取得するための講習会等への参加に対し公費負担を行っている。

ウ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具設置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置している。

12 教職員のメンタルヘルス対策（福利厚生部）

(1) ストレス検査の実施

精神疾患は、生活に支障が出ないと本人も周りも気付きにくく、本人が自覚しないと相談や受診につながりにくい。このため、定期健康診断においてストレス検査を実施し、本人の早期自覚を促す。

(2) 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、周りの目を気にすることなく相談できる体制として、

土曜日及び日曜日に教職員に特化した相談窓口を区部と多摩地区に設置している。

(3) 副校長ベーシックプログラム

副校長は、学校経営の要であり、学校経営に欠かすことができない。このため、副校長昇任時に健康相談によるからだのケア、カウンセリングによるこころのケアとともに、講義や演習などの実務的な研修を行う「副校長ベーシックプログラム」を総合的な人材育成の一環として実施している。平成 25 年度は福島県で実施し、東日本大震災被災地の視察も行う。

(4) リワークプラザ東京における復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員が円滑に職場復帰を行うため、学校で行う訓練に関して、健康相談員（医師）、臨床心理士及び復職アドバイザー等を配置し復職支援を行っている。

(5) 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

ア 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士を講師として派遣

イ 初任者に対して、個別カウンセリングやセミナーを実施

ウ 全校に配布したDVDや全教職員に配布する啓発冊子を基に校内研修を実施

(6) メンタルヘルス対策会議

関係各部及び専門家を交えた「メンタルヘルス対策会議」を設置し、精神疾患の原因分析から復帰後のケアまで、教員のメンタルヘルスについて総合的に取り組んでいる。

8 質の高い教育環境を整える

1 都立高校改革の推進（都立学校教育部）

(1) 都立高校改革推進計画の策定

ア これまでの都立高校改革の取組

都教育委員会では、平成9年9月に、都立高校改革の長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定した。これに基づく二次にわたる実施計画の策定と、その後の社会状況の変化や教育への期待の高まりを踏まえて、長期計画の一部修正と併せて策定した「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」（平成14年10月）により、新しいタイプの高校の設置、学区の撤廃などにより学校選択幅の多様化と拡大や、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化など、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施してきた。

これらの取組により、中途退学率の低下、都立高校入学者選抜の倍率の回復など、一定の成果を上げてきた。

しかし、個々の生徒に着目してみると、一人一人の能力を伸ばしきれていない実態があることや、依然として中途退学者が多いことなど、都立高校には様々な課題が存在している。

イ 我が国の高等学校に係る近年の動向

平成18年12月、教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法が改正され、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」や「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」などが教育の目標に規定された。

平成21年3月には、教育基本法の改正を踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂が行われた。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを基本的な考え方としており、各学校ではその理念を具体化し、確実に実施していくことが求められている。

ウ 近年の我が国の社会状況と教育に対する国民や都民の期待

近年の高度情報化の進展による「知識基盤社会」の到来や、国内の産業構造・就業構造の変化に伴う雇用の多様化・流動化の進展、グローバル化が進む中での日本の存在感の相対的な低下など、社会・経済の構造的な変化は、少子高齢社会の到来、さらには、核家族化や地域のつながりの希薄化と相まって、我が国の将来に対する不透明感や閉塞感を増幅させている。

若者の意識を見ても、社会の中に生きるという実感の喪失、規範意識の低下、内

向き志向、自分本位な姿勢の広がりなどの変化が見られる。

このような状況の中、教育には、社会の要請に応え、様々な分野において将来の日本社会をけん引するリーダーを育成するとともに、全ての生徒が個性や適性に応じ、自分の能力を最大限発揮して、社会の中で真に自立することができるよう育てていくことが求められている。

エ 都立高校改革推進計画の必要性

都教育委員会は、都立高校の現状の課題を明らかにするため、これまでの「都立高校改革推進計画」の成果を検証するとともに、中学生や高校生の意識、高校生の進学先である大学や就職先の企業を含む都民の都立高校に対する意識を調査した上で、平成 23 年 9 月に、「都立高校と生徒の未来を考えるために－都立高校白書(平成 23 年度版)－」(以下「都立高校白書」という。)を作成し、公表した。

都立高校白書では、都立高校の現状において、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識をはじめとして、教員の資質・能力や学校の経営体制などにおいて、多くの課題があることを明らかにしており、今後、都立高校が、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえながら、国民や都民の期待に応えるためには、明らかになった課題の解決に向けて、計画的に取り組む必要がある。

オ 都立高校改革推進計画の策定

以上のような認識により、都教育委員会は都立高校の更なる改革に向けて、計画的に取り組むべき施策について今後 10 年間で計画期間とする長期計画を策定し、主体的な施策展開と学校での実践を通じて、都立高校の改革に取り組むこととする。

(2) 都立高校改革推進計画の目的と目標

ア 都立高校改革推進計画の目的

本計画は、教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間に育成する」ことを目的とする。

イ 都立高校改革推進計画の目標

目的を具現化するため、以下の五つの目標を定めるとともに、目標の達成のため「生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育の実践」を基本的な考え方として、各施策を展開する。

五つの目標

目標Ⅰ 社会的自立の基盤となる力の確立

自立に必要な知・徳・体を育成し、都立高校卒業時までには、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる。

目標Ⅱ 変化する社会の中での次代を担う人間の育成

現在の日本社会が直面する様々な課題の中で、職業的自立に必要な力を育成し、グローバル社会で活躍する人間を輩出する。

目標Ⅲ 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校経営力の向上

プロ意識を涵養し、高い専門性と優れた指導力を備えた教員を育て、校長のリーダーシップの下、一丸となって生徒を育成する学校とする。

目標Ⅳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する。

目標Ⅴ 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

入学者選抜制度の改善、ICT環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する。

(3) 都立高校改革推進計画の推進

ア 都立高校改革推進計画の性格

本計画は、これからの都立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画とする。

イ 計画期間及び長期計画と実施計画

本計画は、今後の都立高校改革の基本的な方向を示すものとして、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とした長期計画とする。

長期計画の実現に向けた具体的な計画として実施計画を策定し、公立中学校卒業生数の推計や社会状況の変化等を勘案しながら、3～4年ごとに定める。

なお、実施計画策定時には、進行中の実施計画の事業検証を行い、必要な修正を行う。

実施計画の区分	計画期間	策定期期
第一次実施計画	平成24年度から平成27年度まで	平成24年2月
第二次実施計画	平成28年度から平成30年度まで	平成27年度予定
第三次実施計画	平成31年度から平成33年度まで	平成30年度予定

都立高校改革推進計画の体系図

[平成24年2月策定]

目標	具体的な目標	改革の方向（施策）	第一次実施計画における取組	
Ⅰ 力の確立 社会的自立の 基盤となる	1 学力の定着と伸長	(1)学校の設置目的に応じた学力の向上	ア 「都立高校学カスタンダード」の策定 イ 「学力向上開拓推進事業」の実施 ウ 言語能力向上のための取組 ア 理数教育推進校の指定	
		(2)理数教育の充実		
		(1)社会貢献意識とその実践力の育成 (2)規範意識の育成 (3)道徳教育の推進 (4)情報活用能力の向上	ア 防災活動の推進 ア 「生活指導統一基準（都立高校生ルール（仮称））」による生活指導体制の確立 ア 道徳教育の充実 ア 外部人材を活用した情報活用能力向上のための取組 イ インターネット等の適正利用の推進	
	2 道徳性の涵養			
	3 体力の向上と健康	(1)健全な心と身体の育成 (2)基礎体力の向上 (3)運動部活動の推進と競技力の向上	ア 健康づくり推進計画の実施 ア 総合的な子供の基礎体力向上策の推進 ア スポーツ各門校づくりに向けた運動部活動の強化	
Ⅱ 次世代を担う 社会の中での 育成	1 職業的自立意識の醸成	(1)キャリア教育の推進 (2)中途退学の未然防止と中途退学者等に対する進路支援	ア 系統的なキャリア教育の実践 イ 職業的自立に向けた教育プログラムの実施 ア 若者の「再チャレンジ」に向けた支援の推進	
	2 グローバル人材の育成	(1)次世代を担うリーダーの育成 (2)言語能力の向上と英語コミュニケーション能力の育成 (3)我が国の伝統・文化を愛する心の醸成	ア 「次世代リーダー育成道場」の実施 イ 海外大学への進学に適應した外国語教育の実施 ア 言語能力向上のための取組（前掲） イ 英語教育の推進 ア 日本人としての自覚と誇りの育成	
Ⅲ 生徒の育成を 担う教員の 資質・能力と	1 教員の資質・能力の向上	(1)教員の「プロ意識」の涵養 (2)研修の充実と強化 (3)ICT活用指導力の向上と情報セキュリティ意識の定着 (4)人事交流の促進 (5)教員採用選考の改善 (6)教員のメンタルヘルス対策の推進	ア 専門性の高い教員の指導力を活用する仕組みの導入 イ 教員の更なる指導力向上のための支援策の拡充 ア 東京都教職員研修センターにおける教員の研修内容の充実 イ OJTガイドラインに基づく各校の取組状況の把握と支援 ア ICT活用推進校の指定 イ 学習コンテンツコンテストの開催 ウ 情報セキュリティ研修の充実 ア 異校種間人事交流の促進 ア 社会人経験者の採用選考の改善 ア 教員のメンタルヘルス対策の充実	
	2 組織的な学校経営の強化	(1)校長による自律的経営体制の強化 (2)校長の学校経営を支える経営企画室の機能の充実 (3)学校経営に対する組織的支援の推進 (4)教科における組織体制の整備 (5)外部人材の活用 (6)地域との連携協力	ア 組織マネジメントの向上 イ 公募制人事異動の拡充 ア 経営企画室の経営参画の推進 イ 経営企画室職員の資質・能力の向上 ア 学校経営の充実と見直し イ 管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上 ア 教科主任の導入 ア 多様な外部人材の活用 ア 外部の評価の学校経営への反映 イ 開かれた学校運営の推進	

目標		改革の方向（施策）	第一次実施計画における取組		
	具体的な目標				
IV 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす	1 普通科高校の改善	(1)進学指導の充実	ア 進学指導重点校等における進学対策の充実 イ 進学指導重点校の新たな指定		
		(2)普通科中堅校の活性化	ア 効果的なマネジメントサイクルの構築		
		(3)責任をもって生徒を卒業させる仕組みづくり	ア 進路多様校の改善		
	2 専門高校の改善	(1)生徒の技術・技能の習得	ア 専門的な技術・技能の確実な習得 イ 資格取得を促進するための支援		
		(2)専門高校教員の指導力の向上	ア 専門高校教員の専門的指導力・技術力の向上 イ 専門高校教員の就職指導に必要な能力の向上		
		(3)専門教育の見直し・充実	ア 専門高校の学科改編等		
	3 定時制課程・通信制課程の改善	(1)定時制課程の改善	ア 定時制課程の教育内容・方法の改善 イ 定時制課程の給食の在り方の見直し		
		(2)通信制課程の改善	ア 通信制課程の教育内容・方法の改善		
	4 多様なタイプの学校の改善	(1)多様なタイプの学校の改善	ア 中高一貫教育校の改善 イ 総合学科高校・単位制高校の改善 ウ エンカレッジスクール・チャレンジスクール・新たなタイプの昼夜間定時制高校の改善		
		(2)多様なタイプの学校の規模等の適正化	エ 多歩制の定時制高校の改善 ア 多様なタイプの学校の規模と配置の適正化		
	V 質の高い教育を支える教育諸条件	1 入学者選抜制度の改善	(1)入学者選抜制度の改善	ア 推薦に基づく選抜の改善 イ 学力検査に基づく選抜の改善	
			(2)転学・編入学制度の改善	ア 転学・編入学の柔軟な対応	
		2 ICT環境の整備・充実	(1)ICT環境の充実	ア 都立学校ICT計画に基づく機器配備の見直し・充実	
			(1)環境負荷低減を可能とする施設・設備の整備	(2)防災拠点としての施設・設備の整備	ア 太陽光発電設備の設置 イ 校舎屋上・壁面の緑化 ウ 校庭等の芝生化
				(3)教育内容に応じた計画的な施設・設備の整備	ア 非構造部材の耐震化（体育館天井材等の落下防止） ア 老朽校舎の改築・大規模改修
		4 都立高校における特別支援教育の推進		(1)特別支援教育の推進・充実	ア 特別支援教育推進計画に基づく都立高校における特別支援教育の推進
5 就学機会の提供		(1)就学対策の推進	ア 適切な募集枠の設定		
		(2)在京外国人生徒の受入れ	ア 在京外国人生徒対象枠の確保 イ 在京外国人生徒への日本語指導の充実 ウ 外国企業の誘致に向けた英語による教育の実施		

2 ものづくり人材育成の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 小中学生ものづくり教育の展開

○ わくわくどきどき夏休み工作スタジオ

工業高校や産業高校において、夏季休業を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校に関するPR活動の充実・強化を通して、ものづくり人材の育成を行う。

(2) 産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施

ア デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業において長期就業訓練を行い、それを単位認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職することも可能としている「東京版デュアルシステム」を、平成16年度から六郷工科高校で実施している。

この成果を踏まえ、更に4校の工業高校に拡大することとし、平成23年度には、葛西工業高校及び多摩工業高校に、平成24年度には、北豊島工業高校及び田無工業高校に導入した。

今後も導入校におけるデュアルシステムを継続的に実施できる体制を整備していく。

イ 工業高校における職業訓練機関との連携

職業能力開発センターにおいて、都立工業高校生等を対象にした資格取得のための夏季集中講座を継続して実施し、参加生徒の拡大を図る。

ウ 企業OBを含めた熟練技能者の活用

都立工業高校での授業における講師に、熟練技能者を外部人材として活用することにより、高度な技術・技能の習得を図る。

(3) 複線型ものづくり人材育成ルートの構築(工業高校から高等専門学校への編入拡大)

都立工業高校から都立産業技術高等専門学校（以下「高専」という。）への編入枠を設け、毎年度、数名の生徒が編入学している。引き続き、高専及び所管する総務局と連携して、高専への編入学の魅力を生徒に周知し編入学を促進するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應することができるよう、入学予定者に対して数学等の補講を実施する。

3 専門高校の改善【新規】（都立学校教育部・指導部）

(1) 生徒の技術・技能の習得

生徒の専門性の向上を図るため、専門高校の生徒が在学中に身に付けるべき技術・技能や資格・検定を「都立専門高校技能スタンダード」として策定した。平成25年度は、これに基づき推進校10校において、有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させていく。

(2) 専門高校教員の指導力の向上

専門高校教員の専門的指導力、技術力の向上を図るため、研修や教員が企業等を訪問する機会を充実していく。

(3) 専門教育の見直し・充実

産業の動向など社会の変化に対応した専門教育の展開に向け、専門高校に対する社会的ニーズを把握するための調査を実施する。

4 都立中高一貫教育校の入学決定（都立学校教育部）

中高一貫教育校の入学決定に当たっては、学力検査は行わず、子供たちの意欲や課題発見・解決能力などの適性を的確にみることが大切であるとの考えに基づき、報告書（調査書）と面接、作文、適性検査、実技検査を適切に組み合わせて総合的に判断し、入学者を決定することとしている。また、中高一貫教育校では、様々な個性や卓越した能力を持つ子供が集い、切磋琢磨し、それぞれの可能性をより一層伸ばす教育を行うため、一般枠募集とは別に、特別枠による募集を行っている。

都立白鷗高等学校附属中学校では、国語・算数・英語のいずれかの分野で卓越した能力を持つ者及び日本の伝統文化（囲碁・将棋、邦楽、邦舞・演劇など）に継続して取り組み、卓越した能力のある者を対象とする特別枠を設定し募集を行う。

都立小石川中等教育学校では、自然科学の分野で卓越した能力を持つ者を対象とする特別枠を設定し募集を行う。

さらに、都立立川国際中等教育学校では、海外帰国・在京外国人生徒を対象とする特別枠を設定し募集を行う。

開校年月	学校名
平成 17 年 4 月	都立白鷗高等学校附属中学校
平成 18 年 4 月	都立小石川中等教育学校
	都立両国高等学校附属中学校
	都立桜修館中等教育学校
平成 20 年 4 月	都立立川国際中等教育学校
	都立武蔵高等学校附属中学校
平成 22 年 4 月	都立富士高等学校附属中学校
	都立大泉高等学校附属中学校
	都立南多摩中等教育学校
	都立三鷹中等教育学校

5 都立高等学校の入学選抜（都立学校教育部）

都立高等学校の入学選抜については、能力、適性、進路希望が多様化している生徒の実態に対応するとともに、都立高等学校の個性化・特色化を推進するため、平成 6 年度選抜から単独選抜制度に移行し、平成 7 年度選抜から普通科等への推薦入学制度の拡大を行い、さらに、受検者の学校選択幅の拡大を図るため、平成 15 年度選抜から学区制度を廃止した。

推薦に基づく選抜（以下「推薦選抜」という。）においては、これまで観点別学習状況の評価（A、B、C）を得点化し選考資料として活用することとしていたが、平成 19 年度選抜からは、高等学校の個性化・特色化の観点から、観点別学習状況の評価と評定

のどちらか一つを高等学校が選択し、活用することとした。

また、卓越した能力を持つ生徒の個性を一層伸ばさせ、併せて各高等学校の個性化と特色化を推進するため、平成 16 年度選抜から導入した文化・スポーツ等特別推薦については、平成 23 年 5 月に設置した「平成 24 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会」における意見を踏まえ、平成 24 年度選抜から、一般推薦と同様、応募資格を「中学校長の推薦を受けた者」に変更することとした。

(1) 推薦選抜

推薦選抜については、全校に導入した平成 7 年度入学者選抜以降、大きく変更することなく実施してきたが、学力の高い生徒を早い段階で選抜する状況が見られるなど、学力検査に基づく選抜で求める生徒との違いが不明確になっていた。

そのため、平成 23 年度入学者選抜における推薦選抜実施方針において推薦選抜の趣旨を明確化するとともに、「推薦に基づく選抜の実施上の留意点」を追加し、各学校において選抜方法や推薦枠について検証・検討を行い、選抜方法の改善を図るよう規定したところであるが、平成 23 年度入学者選抜において、選抜方法を工夫したり、調査書点や面接点等の得点の割合の変更等を行ったりした学校は少数であった。

そこで、平成 24 年度入学者選抜においては、平成 23 年度入学者選抜の見直しの内容を徹底し、推薦選抜の趣旨の実現を図ることを目的として、平成 23 年度と同様の実施方針の下に選抜を実施したところであるが、依然として推薦選抜の趣旨に沿っていない選抜が行われているなどの実態があったことから、外部有識者等を含めて検討委員会を設置し、推薦選抜の改善策について、平成 23 年 10 月に「都立高等学校入学者選抜制度検討委員会」を設置し、検討を行った。審議の中では、次の指摘がなされた。

- 推薦選抜では、学力検査ではみることの難しい思考力、判断力、表現力や目的意識、意欲、リーダーシップ、適性などを評価することとしているため、面接に加え小論文・作文や実技検査を実施することが望ましいが、実施校は依然少数にとどまっている。
- 面接点の分布が特定の範囲に偏っている学校があるが、このような学校では面接において受検者の能力、適性、目的意識、意欲、興味・関心、表現力などをきめ細かく評価することができていない。
- 総合成績に占める調査書点の割合が 60%以上の学校が多い。このような学校では仮に面接点が特定の範囲に偏らず、分散して分布していたとしても、事実上、ほぼ調査書点によって合否が決定されている。
- 推薦選抜の対象人員枠については、20%を基本としている普通科を含めて、上限について見直す必要がある。

以上の指摘事項を踏まえ、現行の推薦選抜について、「総じて、調査書点の高い生徒を選抜しており、学力検査に基づく選抜と大きな変わりはない。調査書点の高い生徒を、学力検査に先立って、各校が早期に確保しているのが実態であり、推薦選抜の趣旨が生かされているとは言い難い。」と評価された。一方で、推薦選抜を実施する意義については、次のように再確認された。

- 現在の日本が置かれている状況を踏まえると、これからの日本人には、幅広い視野に基づく教養や専門性、文化、価値観等の多様性を踏まえて関係を構築していくコミュニケーション能力や協調性などの資質・能力が必要であり、推薦選抜はこのような能力を評価するのに適した選抜制度である。
- 平成 24 年度から全面実施となった新学習指導要領において一層重視されている「生きる力」を育むために、推薦選抜において、各中学校が教育活動の中で子供たちに身に付けさせた様々な力を評価することが、中学校の教育活動に良い影響を与えることになる。

以上のとおり、本検討委員会においては、現行の推薦選抜に課題はあるものの、推薦選抜による入学者選抜の意義は大きいことから、必要な見直しを講じた上で、引き続き推薦選抜を実施していくという一定の方向性を得た。

東京都教育委員会は、これらの意義を踏まえ、新学習指導要領の目標を実現するとともに都立高校改革を推進するため、平成 24 年 4 月 26 日、「東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の基本的な考え方について」を決定し、推薦選抜の目的を改め、平成 25 年度入学者選抜からこの基本的な考え方に基づいて、推薦選抜を実施する。

〔推薦に基づく選抜の目的〕

基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためコミュニケーション能力など、これからの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜する。

東京都教育委員会は、推薦選抜の目的を踏まえ、平成 24 年 6 月 14 日、「平成 25 年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針」を策定した。推薦選抜の改善の方向性及び具体的な方策は以下のとおりである。

改善の方向性	具体的な方策
総合成績に占める調査書点の割合の上限を設定	基礎学力を担保しつつ、学力検査に基づく選抜で入学する生徒と異なる力を持つ生徒が入学できるようにするため、総合成績に占める調査書点の割合の上限を 50% とする。
各校の特色を踏まえた選抜方法の導入	小論文又は作文、実技検査、その他学校が設定する検査の中からいずれか一つ以上を全ての学校で実施する。
集団におけるコミュニケーション能力の評価	・個人面接に加え集団討論を、原則として全ての学校で実施する。
個人面接の改善	・面接方法、評価方法等について、東京都教育委員会がモデルを提示する。
透明性の向上による評価の信頼性の担保	・評価の観点の事前公表と得点分布の事後公表を行う。
対象人員枠の上限の見直し	対象人員枠の上限を再設定する。

平成 25 年度入学者選抜における推薦選抜は、この実施方針に基づき実施したところであるが、東京都教育委員会は、より一層推薦選抜の目的に沿った選抜を実施するため、平成 25 年度入学者選抜の選抜方法の実態を把握し検証するとともに、平成 26 年度入学者選抜に向けての改善策について検討していく。

(2) 学力検査の教科等

ア 学力検査の教科等

- (ア) 各高等学校は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）のうち、3教科から5教科までの範囲で学力検査を実施する。また、各学校の判断により面接、小論文又は作文、実技検査を実施することができる。
- (イ) エンカレッジスクールとして指定された高等学校は、学力検査を実施せず、面接、実技検査等を実施する。
- (ウ) 特色ある教育課程を有する高等学校は、教科に傾斜配点をかけることができる。
- (エ) 一部の高等学校は、生徒の能力や適性、学習到達度等をよりきめ細かく評価するため、学力検査問題（国語、数学、英語）の全部又は一部についてグループで共同作成することができる。
- (オ) 定時制課程の高等学校は、学力検査問題の全部又は一部について自校で作成することができるほか、学力検査に代えて面接・作文を実施することができる。

イ 学力検査と調査書

- (ア) 各高等学校は、学力検査の得点と調査書点の比率を、7 : 3、6 : 4、5 : 5、4 : 6 のいずれかから選択できる。
- (イ) 定時制課程総合学科（チャレンジスクール）の高等学校及びチャレンジ枠においては、調査書の提出を求めず、面接と作文を実施する。

ウ 特別選考

特別選考では、総合成績により募集人員の8割又は9割に相当する人員を合格候補者とした後、募集人員の2割又は1割に相当する人員について、あらかじめ特別選考実施校が定めた選考資料を用いて選考する。

エ 選考

選考は、調査書、学力検査、面接、小論文又は作文、実技検査等を総合した成績、入学願書による志望及び都立高等学校長が必要とする資料（自己PRカードを含む。）に基づき、総合的に判断して行う。学力検査の得点と調査書点の合計は、1,000点満点とするが、次の資料の満点は各学校が定めることができる。

- (ア) 面接等の満点は、300点の範囲内で各実施校が定める。なお、小論文の満点は、各実施校が適切に定める。
- (イ) 実技検査の満点は、1,000点の範囲内で各実施校が定める。
- (ウ) 平成 16 年度選抜から、それまでの学力検査の得点の開示に加え、面接、小論文、作文及び実技検査の本人得点の開示を実施している。

(3) 受検機会の拡大と選抜尺度の多元化

ア 推薦に基づく選抜

学力検査に基づく選抜と異なる選抜方法により、受検者の能力・適性、意欲等を

より一層多面的に評価し、各都立高等学校が推薦に基づく選抜において求める生徒の入学に資することができるよう、中学校の校長の推薦に基づき、一般推薦及び文化・スポーツ等特別推薦を行っている。

一般推薦では、各都立高校が求める生徒に合わせて定めた選抜方法による選抜を行うことにより、学力検査では評価しにくい中学校在学中の学習成績や能力・適性、意欲等を評価する。

文化・スポーツ等特別推薦では、卓越した能力を持つ生徒の個性を一層伸長させ、併せて各都立高校の個性化・特色化を推進する。

イ 第二次募集及び分割募集

第一次募集の結果、入学手続者数が募集人員に達しない学校は、第二次募集を実施する。また、複数の受検機会を確保するため、募集人員をあらかじめ分割し、第一次募集期間に行う分割前期募集と第二次募集期間に行う分割後期募集との2回に分けて選抜する分割募集を行うことにより、一定の募集人員の確保を図り、受検機会を拡大している。

ウ 選抜尺度の多元化

第一次募集・分割前期募集においては、多くの高校が受検教科を5教科で実施しているのに対し、分割後期募集・第二次募集においては、3教科と面接で実施している。また、併せて、学力検査の得点と調査書点の比率を変えるなど、選抜段階ごとに選抜方法を変え、選抜尺度の多元化を図っている。

(4) 補欠募集（転入学・編入学）について

進路変更や学校生活・学業不適應、家庭事情等の理由で転入学を希望する生徒に対し、都立高校では、欠員状況等に応じて学期ごとに補欠募集（転入学）を実施している。また、1学年以上の課程を修了し、退学後あらためて2学年以上に入学する場合、毎年3月に実施する補欠募集（編入学）に応募することができる。

特に、第一学年の二学期の転入学については、異なる学科への転学、定時制課程又は通信制課程から全日制課程への転学、など、一定の条件の下に、応募資格等を大幅に緩和して補欠募集を実施している。今後とも、中途退学防止策の一つとして、転入学・編入学の受検機会を提供していく。

6 特別支援教育の充実（都立学校教育部）

(1) 東京都特別支援教育推進計画

都教育委員会は、これからの東京都における特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に10年間の長期計画として「東京都特別支援教育推進計画」を発表し、併せて平成19年までを計画期間とする第一次実施計画を策定した。

その後、国においては、平成19年4月に「学校教育法」を改正し、従来の特殊教育から特別支援教育へ転換した。

こうした法改正の動向等を踏まえ、平成19年11月には、平成20年度から平成22年度までを計画期間とする第二次実施計画の策定を行った。

その後、都教育委員会としては、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に対応するための普通教室の確保、小・中学校における知的な遅れのない発達障害児への支援体制の整備と適切な就学の推進が、極めて重要な対応課題であることから、平成22年11月に、平成23年から平成28年までを計画期間とする第三次実施計画を策定した。

なお、今後、本計画の実施に当たっては、国の動向や社会情勢の変化を勘案し、計画期間内においても幼児・児童・生徒数の推移や取り巻く環境の変化などを適切に判断し、適宜、必要な計画内容の見直しを図っていく。

(2) 本計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する。

(3) 第一次実施計画

第一次実施計画の基本的な方向は、以下のとおりである。

- ア 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実
- イ 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置
- ウ 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備
- エ 小・中学校における特別支援教育の充実への支援
- オ 一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実

(4) 第二次実施計画

第二次実施計画の基本的な方向は、以下のとおりである。

- ア 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実
- イ 都立特別支援学校の適正な規模と配置
- ウ 都立特別支援学校の教育諸条件の整備
- エ 区市町村における特別支援教育の充実への支援
- オ 都立高等学校等における特別支援教育の充実
- カ 一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実

(5) 第三次実施計画の実現

ア 第三次実施計画の基本的な考え方

(7) 全ての学校で実施する特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、幼児・児童・生徒一人一人の成長・発達を最大限に伸長できる教育環境の更なる整備・充実に努める。

(イ) つながりをおこなった特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害の種類と程度に応じて専門的な教育を受けることのできる教育環境の整備と適切な就学の推進をおこなうしながら、障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努める。

(ウ) 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、第一次・第二次実施計画の成果等を踏まえ、職業教育や進路指導・就労支援の充実に向けた教育環境の整備等、障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けた取組を一層推進する。

イ 第三次実施計画の方向

(ア) 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

(イ) 都立特別支援学校の適正な規模と配置

(ウ) 区市町村における特別支援教育推進体制の整備

(エ) 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備

(オ) 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実

(6) 平成 25 年度の主な取組

ア 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実

(ア) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

個別の教育支援計画について検討委員会を設置して、作成・活用の現状と課題を把握・整理し、関係機関の連携や移行支援のツールとして十分な機能を果たせるように検証と研究を行う。

(イ) 特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実（P 79 参照）

(ウ) 自閉症教育の充実

小・中学部を設置する全ての知的障害特別支援学校において、引き続き、自閉症の教育課程を編成・実施し、自閉症の教育課程の充実に取り組むとともに、知的障害特別支援学校の高等部の自閉症教育の充実に取り組む。また、自閉症教育の成果を生かした学習環境の整備に関する検討に着手する。

(エ) 障害が重複する児童・生徒の教育の充実

聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校や知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校が今後開校していくことから、「学習習得状況把握表」や ICT 等を活用した、それぞれの教育部門における特色を生かす教育活動の研究・開発を進め、教育内容・方法の充実を図る。

(オ) 特別支援学校における就労支援（P 28 参照）

(カ) 病院内教育の充実

病院訪問教育等における教科指導の充実を図るため、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の併置による効果的な指導について委員会における検討を踏まえ、e-ラーニングシステムを参考にした学習コンテンツ等の活用による関係病院と連携した新たな教科学習システム等の開発を行う。

イ 都立特別支援学校の適正な規模と配置

(ア) 個に応じた新たなタイプの学校づくり

※「職業学科設置校や障害教育部門併置校など特色ある都立特別支援学校の開設」（P 59 参照）

(イ) 都立特別支援学校の適正な規模と配置

第三次実施計画策定の際に実施した平成 32 年度の障害のある児童・生徒数の将

来推計に基づき、都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心とした都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図り、教育環境の改善を進める。

ウ 区市町村における特別支援教育推進体制

(ア) 特別支援教室モデル事業の実施

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、小・中学校の通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害の児童・生徒に対する支援体制を整備するため、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、専門性の高い教員が巡回指導を実施する「特別支援教室構想」について提案した。これを受けて、平成 23 年度に設置した委員会における検討を踏まえ、目黒区、北区、狛江市、羽村市の 4 区市において、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年で小学校を対象に特別支援教室モデル事業を実施し、導入に当たっての課題の検証を進める。

(イ) 早期連携・早期支援の充実に関するモデル事業の実施

立川市の協力を得て、教育、福祉、医療、保健等の関係機関と連携し、早期発見から円滑な就学につなげる一連の支援体制の構築に関するモデル事業を実施する。

(ロ) 適切な就学を推進する都立特別支援学校の教育相談機能の充実

都立特別支援学校と区市町村教育委員会との緊密な連携に基づく就学相談の在り方に関するモデル事業を実施するとともに、「就学支援ガイドライン(仮称)」を作成し、適切な就学相談の実施を支援していく。

(ハ) 特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクトの普及

全ての区市町村教育委員会に対し、モデル事業で明らかになった優れた実践例を周知するとともに、都立学校からの教員派遣を活用した専門性向上のための計画策定を働きかけていく。

エ 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

(ア) 発達障害の生徒の指導に関する理解推進

発達障害の生徒の指導に関する理解推進に向けて指導資料の作成や研修に取り組む。

(イ) 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

全ての高等学校等における特別支援教育を充実させるため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実させ、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援していく。

(ロ) 都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施

発達障害の生徒は、チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校に相当数在籍していると推測されることから、平成 23 年度に設置した委員会における検討を踏まえ、平成 24 年度から都立高等学校 3 校をモデル校として指定している。都立高等学校等における特別支援教育推進体制の構築に向けた、個別指導計画等の作成・活用、進路指導やコーディネーター機能の充実、心理の専門家による巡回相談の効果等を実践的に研究するモデル事業を、引き続き実施する。

(エ) 個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会や知的障害特別支援学校の取組を参考にした進路指導の充実に関する検討委員会を設置し、個に応じた指導の充実を図る。

(オ) 心理の専門家による相談支援体制

東京都特別支援教育推進室が拠点となり、引き続き、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して巡回相談を実施する。

オ 全都的な視点に立った人材の育成

教員の採用、育成、異動等に関する現行制度の現状や課題を踏まえ、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保に関する施策の充実と、制度改善に取り組む。

カ 都立特別支援学校における放課後等の活動支援（P 79 参照）

キ 副籍制度による交流及び共同学習の充実

区市町村に導入した副籍制度について、その制度の意義の理解と定着を図るため、検討委員会において、副籍制度の新ガイドラインを検討する。

7 職業学科設置校や障害教育部門併置校など特色ある都立特別支援学校の開設

（都立学校教育部）

(1) 新たなタイプの学校づくり

現在の都立特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、障害の状態や程度、将来の進路希望等が異なる様々な教育ニーズを有する児童・生徒が学校生活を共にしており、個々のニーズに応じた教育が求められている。

そのため、障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向け、都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒一人一人の障害の程度や進路希望等に応じた教育ニーズに、適切に対応できる教育環境の整備を推進していくことが必要となっている。

(2) 東京都特別支援教育推進計画

ア 第一次実施計画

第一次実施計画では、主に中学校の特別支援学級及び通常の学級から進学してくる知的障害が軽い生徒を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とする都立特別支援学校高等部職業学科（就業技術科）設置校3校の配置を計画した。

これらの学校では、1年生を募集（定員制）し、流通・サービスや家政などの系列を設け、就業体験の導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業技術の修得を図り、生徒全員の一般就労を目指した教育を行う。

また、平成18年4月、足立特別支援学校高等部普通科に知的障害が軽い生徒を対象とした職業コース（ビジネスコース）を設置した。

【第一次実施計画】

学校名	障害種別	設置学部	開校・開設年度
足立特別支援学校	知的（職業コース）	高	平成 18 年度
永福学園	知的（職業学科）	高	平成 19 年度
	肢体不自由	小・中・高	平成 21 年度
青峰学園	知的（職業学科）	高	平成 21 年度
	肢体不自由	小・中・高	
南大沢学園	知的（職業学科）	高	平成 22 年度

イ 第二次実施計画

(ア) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置

知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科設置校について、新たに2校の配置を計画した。

(イ) 障害教育部門を併置する特別支援学校の設置

改正学校教育法の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校を設置する。

【第二次実施計画】

学校名	障害種別	設置学部	開校・開設年度
久我山青光学園	視覚	幼・小・中	平成 22 年度
	知的	小・中	
府中けやきの森学園	知的	小・中・高	平成 24 年度
	肢体不自由	小・中・高	
志村学園	知的（職業学科）	高	平成 25 年度
	肢体不自由	小・中・高	
江戸川地区学園特別支援学校（仮称）	知的	小・中	平成 26 年度
	肢体不自由	小・中・高	
東部地区学園特別支援学校（仮称）	知的（職業学科）	高	平成 27 年度
	肢体不自由	小・中・高	

ウ 第三次実施計画

(ア) 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置

知的障害が軽い生徒を対象とした職業学科を新たに増設し、地域バランスに配慮して10校程度設置する。1学年2～3学級程度の比較的小規模なものとし、原則として普通学科と併設する。

(イ) 聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加及び都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するため、平成32年度に立川ろう学校（聴覚障害：幼稚部・小学部・中学部・高等部）を聴覚障害特別支援学校と知的障害特別支援学校を併置する学校（聴覚障害：幼稚部・小学部・中学部・高等部、知的障害：小学部・中学部）に改編する。

(ウ) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加及び都立特別支援学校に在籍する児

童・生徒の障害の重複化に適切に対応するため、平成 32 年度に南花畑特別支援学校（知的障害：小学部・中学部）と城北特別支援学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）を発展的に統合し、南花畑学園特別支援学校（仮称）を設置する。

(エ) 肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校の設置

久留米特別支援学校（病弱：小学部・中学部・高等部）の単独設置の在り方を見直し、より効果的な教育活動を行うことができるよう、光明特別支援学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）に病弱教育部門を併置し、平成 29 年度に久留米特別支援学校の教育機能（寄宿舎を含む。）を移転する。

また、光明特別支援学校のほかに、北特別支援学校及び墨東特別支援学校に病弱教育部門を併置し、病院内教育を実施する学校を拠点校化することにより、病院内教育の効果的な実施や指導内容・方法の充実を図っていく。

(オ) 知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する学校の設置

「都立小児総合医療センター」内に設置している府中分教室（病弱：小学部・中学部）を久留米特別支援学校から隣接している武蔵台特別支援学校へ移管し、病弱教育部門を併置した武蔵台学園として再編することで、教育課程や運営管理の円滑化、病院との連携強化等を図っていく。

【第三次実施計画】

学校名	障害種別	設置学部	開校・開設年度
武蔵台学園	知的	小・中・高	平成 24 年度
	病弱（分教室）	小・中	
南花畑特別支援学校（仮称）	知的	小・中	平成 32 年度
	肢体不自由	小・中・高	
光明学園特別支援学校（仮称）	肢体不自由	小・中・高	平成 29 年度
	病弱	小・中・高	
立川学園特別支援学校（仮称）	聴覚	幼・小・中・高・専	平成 32 年度
	知的	小・中	

(3) 平成 25 年度の主な取組

ア 都立志村学園の開校

知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立志村学園を平成 25 年 4 月に開校した。

イ 都立江戸川地区特別支援学校（仮称）の開校準備

平成 26 年 4 月に、肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）と知的障害教育部門（小学部・中学部）を併置する江戸川地区特別支援学校（仮称）を開校するため、平成 24 年度に設置した開設準備室において開校に向けた準備を実施する。

ウ 都立港地区第二特別支援学校（仮称）の開校準備

平成 26 年 4 月に、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する港地区第二特別支援学校（仮称）を開校するため、平成 25 年 4 月に開設準備室を設置する。

8 児童・生徒のいじめ、暴力行為等への対策の強化（指導部）

(1) いじめ問題への対応（いじめに関する総合対策の実施）

ア ふれあい月間の実施

都内全公立学校が、いじめ等の問題に対する取組を見直すとともに、的確な指導の充実を図る。（年3回実施、6月・11月・2月）

イ 問題行動対策事業の実施

(ア) 東京都いじめ相談ホットライン（24時間受付の電話相談）

(イ) リーフレット、ポスター、相談カードの配布

ウ いじめ等に関わる相談事業担当者連絡会（年2回）

東京都が実施している各種相談事業を相互に連携させ、いじめ等の問題に対する全庁的な相談体制の充実を図る。

構成：生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、警視庁、教育庁

エ 生活指導担当指導主事連絡会の開催（年5回）

生活指導担当の指導主事によって構成し、いじめ等の問題解決に向け、協議、情報交換、事例検討を行う。

オ スクールカウンセラー活用事業

文部科学省の補助事業により、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、平成25年度は、公立小学校全校、公立中学校全校、都立高等学校全校に配置する。スクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者からの相談に適切に対応し、学校における相談体制の充実を図り、不登校やいじめなどの問題行動等の未然防止や早期解決を図る。

カ いじめ防止教材の活用

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るため、各学校で「いじめ防止教材（DVD）」を活用した指導を行い、いじめ問題への対応を充実する。

キ いじめ問題に関する実践的調査研究【新規】

<研究の内容>

- ・ 深刻な事態に至った事例の分析
- ・ 深刻な事態に至らないようにするための具体的方策
- ・ 関係諸機関との連携の在り方の提案

<研究の方法>

以下の研究を臨床心理士、大学教授等専門家の協力を得て行う。

(ア) 事例研究

- ・ 他県における深刻な事例収集及び分析・考察
- ・ 管理職等からの聞き取りによる事例収集及び分析・考察

(イ) 調査研究

- ・ いじめに関する意識調査の実施
<対象：児童・生徒・保護者・教員・都民・関係諸機関>
過去の都立教育研究所での研究調査結果との比較
- ・ 臨床心理士による聞き取り調査<対象：児童・生徒>

ク 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

(ア) いじめ等の問題解決支援チームの設置

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ専門家等からの助言が必要と判断される問題について、学校や教育委員会等からの相談に応じ、必要に応じて少人数の専門家等によるいじめ等の問題解決支援チームを結成し、早期の問題解決を図る。

(イ) 問題解決に向けた機動的かつ迅速な相談対応

電話、来所、訪問により、学校等からいじめ等の問題について聴き取り、十分に状況を把握し助言する。専門家等からの助言が必要と判断される場合は、専門家等によるいじめ等の問題解決支援チームを結成し、特に緊急性のある問題については、いじめ等の問題解決支援チームが学校等を訪問するなど、専門家等から直接助言を得る機会を提供する。

(2) 暴力行為等への対応

ア 学校と家庭の連携推進事業

児童・生徒の問題行動の解決及び予防のため、「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、問題行動を起こす児童・生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

文部科学省の補助事業により、学校を拠点とし、教育的及び福祉的なアプローチで学校、当該児童・生徒、地域、家庭に働きかけながら問題の解決を図るスクールソーシャルワーカーを活用する。

ウ セーフティ教室

都内の全公立学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・地域住民の参加の下に、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育を行う（年度内に1回以上）。

エ サイバー犯罪対策シンポジウム

青少年・治安対策本部及び警視庁と連携し、児童・生徒がネットワーク上のルールやマナーなど情報コミュニケーション技術を正しく学ぶことにより、サイバー犯罪から児童・生徒を守る。

オ 生活指導研修資料の活用

教職員向けの指導資料リーフレット「暴力行為のない学校づくりに向けて」「子供の命を守ろう」を活用して研修を行うなど、暴力行為の未然防止や自殺予防に向けた取組を推進する。

9 児童・生徒の不登校への対策の強化（指導部）

(1) 不登校対策事業

ア スクールカウンセラー活用事業（再掲）

文部科学省の補助事業により、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、平成25年度は、公立小学校全校、公立中学校全校、都立高等学校全校に配置する。スクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者からの相談に適切に対応し、学校における相談体制の充実を図り、不登校やいじめなどの

問題行動等の未然防止や早期解決を図る。

イ 学校と家庭の連携推進事業（再掲）

児童・生徒の問題行動（不登校を含む）の解決及び予防のため、「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校生活において課題のみられる児童・生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

ウ ふれあい月間の実施（再掲）

いじめや不登校等の実態調査を行うとともに、都内の全公立学校が、いじめや不登校等の問題に対する取組を見直すとともに、的確な指導の充実を図る。

（年3回実施、6月・11月・2月）

エ 不登校・若者自立支援フォーラムの開催

不登校を克服した人の話や、不登校を解消した具体的な事例を聞くフォーラムを開催し、不登校児童・生徒に対する学校復帰に向けた支援を行うとともに、日頃、児童・生徒に対する支援をしている教員、適応指導教室職員、相談担当者、保護者等の意識を啓発し、今後の取組や連携の一層の推進を図る。

オ スクールカウンセラー配置校連絡会の実施

スクールカウンセラー配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事を対象として、スクールカウンセラーの効果的な活用や、学校の相談体制の構築に向けて、連絡・協議や情報交換等を行う（年2回実施）。

カ 学校不適応対応連絡協議会の開催

学校不適応対応担当指導主事等によって構成し、学校における相談・指導の在り方について情報交換や協議等を行う（年2回実施）。

(2) 教育相談事業

ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

(ア) 教育相談

幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校、集団不適応、学業不振、発達障害、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントなど、家庭教育や学校教育に関わる相談を実施する。

(イ) 高校進級・進路・入学相談

高校の進級、進路、入学、卒業や高等学校卒業程度認定試験などに関する相談や情報提供を実施する。

(ウ) 東京都いじめ相談ホットライン

いじめの問題に悩む子供や保護者からの電話による相談を24時間体制で実施する。

イ 学校や家庭への支援

(ア) 専門家アドバイザースタッフの派遣

生徒等の関わるいじめ、不登校、集団不適応等の問題の解決のため、専門家アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフの派遣

生徒等の不登校、登校しぶり、いじめ等の問題の解決に資するため、

生徒等に対する話し相手及び遊び相手として、学生アドバイザースタッフを学校等に派遣する。

(ウ) 要請訪問の実施

学校、教育相談所及び適応指導教室等における教職員等の教育相談に関わる資質の向上や、校内における教育相談体制の改善・充実を図るため、学校等からの要請に応じて所員等を派遣する。

(エ) 青少年リスタートプレイス

東京都教育相談センターでは、「青少年リスタートプレイス」を設置し、高校を中途退学した人、高校での就学経験のない人、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある人やその保護者等を支援する。

・電話相談・来所相談

リスタート登録やつどい等に関する問合せや申込み、都立学校への入学・転学・編入学等の様々な相談に応じる。

・リスタート登録

リスタート登録をされている方に、「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行う。

・進路相談会

都立高校への就学について、具体的な情報の提供と個別相談を受け付け、適切な進路選択ができるよう支援する。

・つどい

アドバイザーからの助言を交え、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて学び、考え、語り合う。

・就学サポート

高等学校を中途退学した人等、現にどちらの学校にも籍のない人に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に行い、高等学校等への就学に向けたきめ細かな支援を行う。

ウ 教育相談体制の充実

(ア) 教育相談機関との連携の促進

各区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

(イ) 都立学校への支援

都立学校の教職員に対して、生徒の抱える問題の解決のために、教育相談的視点から支援を行い、学校の教育相談体制構築・教育相談活動の充実を図るため、都立学校教育相談担当者連絡会を実施し、啓発を図る。

10 幼児期における「規範意識の芽生え」の醸成【新規】(指導部)

幼稚園・保育所等就学前教育施設において、幼児の「規範意識の芽生え」を培うための指導資料を、「就学前教育カリキュラム」を基にして作成し、就学前教育施設及び公立小学校、区市町村教育委員会等に配布する。

また、家庭における幼児の「規範意識の芽生え」の醸成への理解啓発を図るために、保護者や地域において子育てを支援する関係者を対象としたリーフレットを作成し、配布する。

さらに、幼児期の「規範意識の芽生え」の醸成の重要性を、就学前教育関係者及び一般都民に対して広く普及することを目的に、就学前教育フォーラムを開催する。

11 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実（指導部）

「就学前教育プログラム」の更なる活用の促進を図り、幼稚園・保育所と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育の担当者が、それぞれに連続性を踏まえた教育を推進できるように支援する。

また、「就学前教育カリキュラム」及び「就学前教育カリキュラム活用ハンドブック」の活用を促進することを通して、就学前教育施設において、小学校教育との連続性を踏まえた保育・教育の内容・方法の見直し及び改善を推進する。

12 公立小・中学校、中等教育学校前期課程通常の学級の学級編制（地域教育支援部）

(1) 学級編制の仕組みと制度の変遷

公立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制については、国が義務教育の全国的水準の維持向上を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）で、一学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会が基準を定めている。

平成 23 年 4 月 22 日付けの標準法の改正により、小学校第 1 学年に係る学級編制標準が 1 学級当たり 40 人から 35 人に改められた。国による学級編制標準の引下げは昭和 50 年度に小・中学校の 40 人学級となって以来 30 年振りであった。

都教育委員会は、同改正を受けて、同日付けで東京都学級編制基準を改正し、小学校第 1 学年について、1 学級当たりの基準を 35 人とした。

また、同改正では、区市町村が地域や学校の実情に応じ、弾力的に学級を編制できるような仕組みの構築のため、区市町村教育委員会が都道府県教育委員会の定める学級編制基準に従って学級を編制し、都道府県教育委員会に事前協議を行い、その同意を得る従来の制度を見直すとともに、個別の学校の実情に応じて、少人数指導やチームティーチングを実施するなど、弾力的な運用を許容することとした。

このことから、区市町村教育委員会は、平成 24 年度から、都教育委員会の定める学級編制基準によりつつ、区市町村教育委員会の権限と責任の下で学級を編制し、都教育委員会に事後届出を行っている。

(2) 平成 24 年度の区市町村立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制基準

国は、平成 24 年度には標準法の改正は行わず、教員の加配により小学校第 2 学年の 35 人以下学級を実施するための予算措置を行うこととした。

このことを受け、都教育委員会は、教員の加配による小学校第 2 学年の 35 人編制の実施を可能とするため、東京都学級編制基準の備考欄を改正した。

(3) 平成 25 年度の区市町村立小・中学校、中等教育学校前期課程の学級編制基準

国の 35 人以下学級の実現を図る新たな教職員定数改善計画案は見送られることとなったが、都教育委員会は、独自の、いじめの認知件数が最も多いなどの課題がある中学校第 1 学年について、教員の加配により 35 人学級編制を可能とするため、東京都学級編制基準の備考欄を改正し、平成 22 年度から実施してきた中 1 ギャップ等の予防・解決のための教員の加配制度を完成させた。

(4) 学級編制に関する都教育委員会の考え方

平成 13 年に標準法の改正により、国の基準を下回る学級編制基準を定めることができるようになり、40 人を下回る学級編制基準を設定することが法的には可能になったが、都教育委員会は、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が互いに切磋琢磨し、社会的適応能力を育むため、学級には一定の規模が必要であると考えている。

また、基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効であることから引き続き、その充実に努める。

<平成 25 年度 東京都学級編制基準（通常の学級）>

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人 (第 1 学年の児童で編制する学級にあっては、35 人)
	連続する二つの学年の児童で編制する学級（複式学級）	10 人
中学校及び 中等教育学校 前期課程	同学年の生徒で編制する学級	40 人

備考

- 1 小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年にあっては、同学年の児童又は生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が 35 人を超える場合において、一学級の児童又は生徒の数を 35 人として、学級を編制することができる。
- 2 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第 1 学年及び第 6 学年を除く。）の児童数が 6 人以上の場合並びに第 1 学年及び第 6 学年にあっては、その学年を一つの学級として編制する。

<学級編制状況（通常の学級）>

（平成 24 年 5 月 1 日現在）

	小学校			中学校		
	児童数(人)	学級数(学級)	1学級当たりの児童数(人)	生徒数(人)	学級数(学級)	1学級当たりの生徒数(人)
区 部	345,287	11,503	30.02	134,505	3,961	33.96
市 部	201,123	6,544	30.73	89,830	2,603	34.51
町 村 部	4,326	192	22.53	2,085	93	22.42
全 都	550,736	18,239	30.20	226,420	6,657	34.01
全都 (H24.5.1)	556,115	18,012	30.87	225,009	6,605	34.07

(注) 日本語学級の在籍児童・生徒数及び学級数を除く。

都立中学校及び中等教育学校前期課程の在籍生徒数及び学級数を除く。

(5) 日本語学級の設置

区市町村教育委員会は、外国籍の児童・生徒や中国・韓国からの帰国児童・生徒など、日本語能力が十分でない児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、都教育委員会の要綱に基づき、日本語学級を設置している。

日本語学級は、昭和 46 年から設置され、平成 25 年度には、小学校では 11 区 3 市の 19 校に 28 学級、中学校では 5 区 1 市の 8 校に 12 学級が設置されている。

(6) 義務教育未修了者に対する施策

区市町村教育委員会は、学校教育法施行令により、任意の判断で二部授業（夜間学級）を行うことができるとされている。中学校夜間学級は、戦後の混乱期における家庭的、経済的理由による中学校の長期欠席者の就学対策として昭和 26 年に設置された。現在は、病気等やむを得ない事情により学齢を超過し、義務教育未修了となった者を入学許可の条件としている。

平成 25 年度には、都内 7 区 1 市の 8 校に中学校夜間学級が設置されており、都教育委員会では、設置区市への財政措置等を行い、整備充実を図っている。

また、学校教育法附則により行うことができる通信教育課程については、千代田区立神田一橋中学校に設置されている。

なお、学齢を超過した義務教育未修了者は、文部科学省が実施する「中学校卒業程度認定試験」を受験することが可能であり、本試験には都教育委員会も実施に協力している。

13 小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

(1) 教員の加配

ア 小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を子供たちが送るための基礎を固める重要な時期である。この時期に、小 1 問題や中 1 ギャップが発生すると、子供たちに学力を身に付けさせる上での基盤を構築することが困難であることから、小学校第 1 学年及び中学校第 1 学年について、教員の加配を行い、

学級規模の縮小やチームティーチングなど、多様な選択肢から地域や現場の実態を踏まえた最適策を選択する制度を平成22年度から開始した。

なお、小学校第1学年から第2学年への進級の際、都内の約9割の小学校でクラス替えを行わない実態から、学年進行に従い小学校第2学年も教員加配の対象とすることとした。

平成22年度は、小学校第1学年及び中学校第1学年について、教員の加配により1学級39人編制を可能とした。

イ 平成23年度は、前年度より1人逓減して、教員の加配により小学校第1学年及び中学校第1学年について1学級38人、小学校第2学年について1学級39人編制を可能とした。ただし、平成23年4月22日の標準法の改正とこれに伴う東京都学級編制基準の改正により、小学校第1学年が35人学級編制となったことから、小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配は小学校第2学年と中学校第1学年で実施した。

ウ 平成24年度は、小学校第2学年について国の教員加配制度により1学級35人編制が可能となったため、中学校第1学年のみ、前年度より1人逓減して、教員の加配により、1学級37人編制を可能とした。

エ 平成25年度は、いじめの認知件数が最も多いなどの課題がある中学校第1学年について、教員の加配により1学級35人編制を可能とした。このことにより、平成22年度から実施してきた小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員の加配制度を完成させた。

(2) 学校の実情に応じた加配教員の活用

ア 加配教員の活用方法は、学級規模の縮小、チームティーチングなどを想定している。

イ 加配目的に沿った活用であることを確認した上で、都教育委員会が決定する。

14 小中学校適正規模化推進（地域教育支援部）

都内公立小・中学校の児童・生徒数は、昭和50年代半ばをピークに減少に転じ、概ね平成10年代以降は、横ばいの状況にある。平成24年度における児童・生徒数は、最大規模時と比べ約半分となっているのに対し、都内公立小・中学校数は、最大規模時と比べ9割強となっており、児童・生徒数の減少幅に比べ学校数の減少幅は小さくなっているため、学校が小規模化している。

小規模校には利点もある一方で、児童・生徒同士の切磋琢磨^{きさたく}が困難であることや、人間関係が固定化しがちであることなどの課題が指摘されている。

都教育委員会は、平成18年度に実施された小・中学校の適正規模に関する意見交換会における区市町村教育委員会からの要望を踏まえ、平成19年度から「新しい学校づくり重点支援事業」をスタートした。

「新しい学校づくり重点支援事業」では、平成28年4月1日までに適正規模・適正配置に伴い設置される公立小・中学校を「新しい学校づくり重点支援校」として指定し、新しい学校づくりを人的・財政的に支援している。この事業により、平成19年度の開始

以来平成24年度までの間に、公立小学校58校を27校に、中学校37校を18校に適正規模化する取組を支援してきている。

15 外国人児童・生徒への指導の充実（指導部・都立学校教育部）

(1) 日本語指導が必要な外国人生徒の実態の把握

都教育委員会は、文部科学省が実施する「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」に、平成19年度から中学校卒業後の進路希望や在籍期間など都独自の調査項目を加えて実態調査を実施している。

なお、文部科学省が平成20年度から本調査を隔年実施としたため、調査未実施の年度については、都教育委員会が独自に実態の把握に努める。

(2) 都立学校における、外国人生徒に対する日本語指導等の充実

ア 都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、1学年の年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

イ J S L（第二言語としての日本語）カリキュラムを普及・啓発するための教員研修の実施

日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加する力の育成を目指したカリキュラムについての研修を実施し、教員の日本語指導についての力量を高める。

ウ 国際理解教育推進委員会の開催

幼稚園、小学校及び中学校における日本語指導を推進するために、区市町村教育委員会の指導主事による日本語指導に関わる情報交換及び指導主事の日本語指導のための施策に関わる研修を実施する。

エ 外国人児童・生徒相談

(7) 外国語による教育相談の充実

- ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話相談及び来所相談による対応を行う。
- ・週1日4時間（原則として金曜日の午後）の相談を受ける。
- ・主として、日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等に関する教育相談を受ける。

(イ) 進路相談会

- ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行う。
- ・年間5回実施する進路相談会のうち、第2～4回の個別相談会において通訳を介した個別相談会を実施する。

オ 外国人児童・生徒相談に関する情報提供

(7) 相談者に応じた情報提供

区市町村等の外国人相談窓口の調査等を行い、相談者に応じた情報提供を行う。

(イ) 都立高等学校入学者選抜に関する情報の翻訳及びホームページへの掲載

- ・「都立高校への入学を目指す皆さんへ」（日本語総ルビ版）の作成
- ・「高校入学・進路に係る用語集」（中国語、英語、韓国・朝鮮語版、日本語総ルビ版）の作成

ビ版)の作成

(ウ) 外国人児童・生徒相談の周知及び活用の促進

- ・事業リーフレット等の作成及び配布を通じ、外国人児童・生徒相談の周知と活用の促進
- ・公立学校日本語学級、在京外国人入学者選抜実施高等学校等を訪問することにより、外国人児童・生徒相談の周知及び活用の促進

(3) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討 (都立学校教育部)

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、入学者選抜の応募状況等を勘案し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。

16 小・中学校の校務改善の推進 (人事部)

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小・中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化(経営支援部を設置し、教職員間で役割分担の明確化等)や業務改善(調査・報告、各種通知・配布物の縮減及び改善の取組等)等の具体的方策を提案している。

平成24年度は、都内の公立小中学校のうち、232校が経営支援部を設置し、役割分担を明確化するなど様々な校務改善を実践してきた。

平成25年度は、325校が経営支援部を設置しており、こうした実践を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会として、各小・中学校、区市町村教育委員会の校務改善の取組を積極的に支援していく。

(1) 都教育委員会の取組

ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、1校1改善運動や校務改善推進事業発表会を実施

イ 校務改善表彰

校務改善に関して功績をあげた団体・貢献度の高い個人に対して表彰を実施

ウ 副校長経営力アップ研修の実施

エ 校務改善ニュースの発行等

(2) 東京都及び区市町村教育委員会が一体となった行政側の主な取組例

ア 「学校の負担軽減のための調査・通知・配布物の縮減・改善指針」の実施

イ 非常勤職員情報提供システムの運用

(3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例

ア 経営支援部設置校の更なる拡大、経営支援機能の強化

イ 学校組織内で分掌の明確化と主・副担当制の導入・実施

17 都立高校における組織マネジメントの向上 (人事部)

校長のリーダーシップの下、特色ある学校づくりを推進するには、組織的な学校経営を支える主幹教諭や主任教諭を有効に活用し、全教員の能力を最大限に引き出す学校経営が必要である。

しかし、一部の学校においては、依然として学校を組織として機能させようという意識が希薄であったり、教職員間で目標の共有化が図られていなかったり、十分なコミュニケーションがとられていないといった課題も指摘されている。

そのため、平成 24 年度に、外部の専門的調査機関を活用して、主幹教諭や主任教諭を中心とした教職員の業務内容や業務の進め方、校務の役割分担、教職員の意識等に関して、アンケートやヒアリング調査、ワークショップ等を行い、これらの結果を元にして、校長のリーダーシップが活かされる組織マネジメントの方向性を取りまとめた。

平成 25 年度は、複数の学校において、平成 24 年度に取りまとめた実践策を経営計画に取り入れ、都立学校教育部、指導部及び学校経営支援センターなど関係部署と連携して効果検証を行った上で、組織マネジメントの向上策を検討していく。

18 校長のリーダーシップ（都立学校教育部）

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくために、P D C A サイクルに基づくマネジメントシステムを中心とした組織的取組を推進するとともに、東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）によるきめ細かい支援を引き続き行うことにより、校長の学校経営を支援し都民に信頼され特色ある都立学校づくりを推進する。

(1) 学校経営計画の策定

学校の自律的改革を推進し、教育の質的向上を図るため、各学校が自ら学校経営計画を立て、教育活動を実施し、その自己評価を行い、改善を図るマネジメントシステムを導入している。

今後は、支援センターが蓄積してきた学校経営のノウハウを、各校の学校経営計画に反映させる仕組みを構築し、マネジメントシステムに基づく自律的な学校経営を、さらに推進できるよう支援する。

(2) 自律経営推進予算

校長がリーダーシップを発揮するためには、予算面での裁量権限についても拡大を図る必要がある。このため、これまで各学校へ画一的に予算配付し、学校の主体性が発揮しにくかった予算制度を見直し、校長が主体的に予算執行計画の策定から執行までを行う仕組みとして自律経営推進予算を導入した。

各学校においては、それぞれ自律経営推進予算の目的に沿った予算編成が行われているが、自律経営推進予算制度の有効性を生かしきれていない学校も見受けられる。自律経営推進予算の編成には、経営企画室が積極的に関与し、学校経営計画との整合性を高める必要があり、経営企画室の経営参画をさらに促し、特色ある都立学校づくりを推進していく。

(3) 重点支援校制度

学校経営計画に定める目標に対し、先進的な取組を行う計画を持ち、高い成果が見込まれる都立高校を重点支援校として指定し、学校経営面、人事面及び指導面で、学校の状況に応じ、必要な指導・助言・支援を行うことにより、学校の改革を一層推進する。

このことにより、他の都立高校へも活性化を図るための創意工夫を促進する波及効果を生み出すとともに、都民に信頼される魅力ある都立高校づくりを進めていく。

重点支援校指定校数

平成15年度	15校	平成18年度	15校	平成21年度	9校
平成16年度	14校	平成19年度	9校	平成22年度	9校
平成17年度	12校	平成20年度	9校	平成23年度	11校
平成24年度	5校	指定校数累計	108校		

19 教科主任の設置【新規】（都立学校教育部）

生徒から信頼される授業を確保し、より一層学習意欲を高めるためには、同学年、同一教科における授業の進捗状況の調整や定期考査問題の共有化などの対応が必要である。

このため、教員が組織的に学習指導や人材育成に取り組むための校内組織を整備することとし、「指導目標・方針の共有及び授業進度の調整」や「教科指導に関する人材育成の充実」を目的に、これまで経営体制強化のために設置してきた主任の仕組を新たに教科指導にも導入し、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を設置する。

また、教科主任の職務遂行の円滑化と教科内の教員相互の連携強化を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に「教科会」を設置する。

20 公立学校施設耐震化の推進（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成24年11月に修正された「東京都地域防災計画」、平成23年11月策定の「東京都防災対応指針」及び平成24年3月策定の「東京都第四次地震防災緊急事業5箇年計画」並びに平成24年3月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

(1) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、今後、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施していく。

ア 屋内運動場の非構造部材の耐震化

平成24年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成25年度から3か年（～27年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っていく。

イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成25年度は、専門家による総点検を行い、点検結果を踏まえて平成26年度から2か年（～27年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っていく。

(2) 公立小・中学校における震災対策の推進

ア 公立学校施設耐震化支援事業

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

平成 20 年 6 月に地震防災対策特別措置法が改正・施行され、公立小・中学校等の校舎等について、国庫補助率引上げ等を内容とする公立学校施設の耐震化促進措置が平成 27 年度まで講じられている。

都教育委員会としても、学校施設の緊急性・重要性に鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成 20 年度から実施している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から支援事業を実施することとした。

(ア) 構造体耐震化支援

- ・国庫補助単価と実勢単価との単価差補助
- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(イ) 非構造部材耐震化支援【新規】

- ・国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

(ウ) 非構造部材耐震化人的支援【新規】

区市町村へ専門的技術者（建築士等）の活用を促し、非構造部材の耐震化を支援（文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化事業」を活用）

イ 都内公立小・中学校及び幼稚園施設の耐震診断及び耐震改修状況

平成 24 年 4 月 1 日現在における公立学校の耐震改修状況調査の結果では、公立小・中学校及び幼稚園の建物（校舎及び屋内運動場）7,133 棟のうち、旧耐震基準により建築された建物は 5,227 棟、全棟数に占める割合は 73.3%であり、耐震診断が終了した建物は 5,224 棟、耐震診断実施率は 99.9%である。

耐震診断の結果、耐震性を有する建物及び既に補強済みの建物は 4,990 棟であり、新耐震基準により建築された建物 1,906 棟と合わせた耐震化率は、96.7%となっている。

都教育委員会は、設置者である区市町村が国及び都の補助制度を十分活用し、学校施設の耐震化の早期完了を図るよう、指導・助言を行っていく。

（平成 24 年 4 月 1 日現在）（単位：棟）

校種	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 及び既に補 強済の棟数	耐震化率
幼稚園	211	68	143	67.8%	140	97.9%	137	97.2%
小・中学校	6,922	1,838	5,084	73.4%	5,084	100.0%	4,853	96.7%
合計	7,133	1,906	5,227	73.3%	5,224	99.9%	4,990	96.7%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

21 冷房化の推進（公立学校施設冷房化緊急支援特別事業）（地域教育支援部）

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に新たに冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成 22 年度から実施している。

平成 25 年度は、43 校において冷房の導入が予定されており、その整備経費の一部を補助することにより、市町村立小・中学校の冷房化を支援していく。

22 校庭芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

平成 23 年度に策定した「2020 年の東京」へのアクションプログラム 2013 に基づき、校庭芝生化に積極的に取り組む。平成 27 年度末までに、公立小・中学校、都立学校で 300 校の芝生化を実施する。

(1) 公立小・中学校の芝生化（緑の学び舎づくり補助事業）

- ・ 校庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助
- ・ 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（モデル事業 各10校）

(2) 公立幼稚園の芝生化（モデル事業 1 園）

- ・ 園庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- ・ 芝生の専門的維持管理経費の補助

(3) 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- ・ 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- ・ 芝生リーダー養成講習会の開催

(4) 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- ・ 芝生化未実施校への天然芝の出前
- ・ 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- ・ 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- ・ コスト削減モデル事業
- ・ 芝生教材の作成
- ・ 芝生管理に地域の参加を促す広報普及啓発活動
- ・ 芝生の上での競い遊び

都内区市町村立小・中学校(※)における校庭芝生化の実績

都内区市町村立学校数	1,930校	平成25年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	360校	平成24年度末現在
芝生化面積合計	約46ha	平成24年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

(5) 都立学校の環境改善(芝生化)

- ・ 平成 24 年度末までの実績 76 校 約 20.4ha
- ・ 平成 25 年度の予定 新規 16 校 増設 3 校 約 3.4ha

9 家庭の教育力向上を図る

1 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト（地域教育支援部）

(1) 保護者向け資料の作成・配布

ア 乳幼児期からの教育の重要性を啓発する資料の作成・配布

「子育てに関心の低い層」をはじめとした全ての乳幼児期の子供を持つ保護者を対象に、乳幼児期からの子供の教育の必要性や重要性を理解するための啓発資料を作成・配布する。

0歳児を持つ保護者対象 11万5千部

イ 生活リズムづくり資料の作成・配布

新入学児童及びその保護者を対象に、子供の生活習慣を確立するために親子が一緒に利用することができる学習資料を作成・配布する。

新1年生及びその保護者対象 12万5千部

(2) ウェブサイトの継続運営

本プロジェクトの取組並びに都内各地域の家庭教育支援に関する取組全般や生活習慣確立に関する情報等の提供を目的とするホームページ及び携帯サイトを継続運営する。

2 学校と家庭の連携推進事業（児童・生徒の保護者等に対する支援の実施）（指導部）

「家庭と子供の支援員」等を学校に配置し、学校生活において課題のある児童・生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

(1) 学校に「学校と家庭の連携推進会議」を設置

学校の管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員として、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応を協議

(2) 「家庭と子供の支援員」及び「スーパーバイザー」の配置

ア 「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供を行う。

イ 対応が困難なケースなどに対しては、「スーパーバイザー」（弁護士・医師・臨床心理士など）が助言する。

【平成24年度】 小学校77校、中学校91校（計168校）で実施

10 地域・社会の教育力向上を図る

1 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを行う協議会で、都内各地で展開される学校、家庭、地域・社会の協働を進め、教育力の再構築を図るための取組を支援する。

会員団体数：379団体（平成25年5月現在）

(2) 協議会の取組

ア 施策課題ごとに課題別部会を設置し、具体的な教育プログラムの開発や実践を行う。

平成25年度 設置部会

(ア) 都立学校支援部会

(イ) 教育支援コーディネーター部会

(ウ) 区市町村支援部会

(エ) 地域・団体連携協働部会

イ 取組内容

平成24年度 取組実績

(ア) 都立学校のニーズに応じた体験型学習の機会の拡大

(イ) 地域で活躍する教育支援コーディネーターの育成・支援

(ウ) 学校内外の地域教育の担い手育成

(エ) 学校と地域が連携した校庭芝生化や防災教育の推進

2 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進（地域教育支援部）

(1) 地域人材の養成・研修

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、コーディネーターの養成・研修やコーディネーターのネットワークづくりを支援していく。

【平成24年度】 学校支援コーディネーター研修実績 5区市

(2) 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「学校支援ボランティア推進協議会事業」の推進を支援する。

【平成24年度】 事業実施地区数（実績） 21区市 717校

3 「教育庁人材バンク」の仕組みを活用した外部人材事業の実施（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成22年度に「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部人材を広

域的に確保して、学校のニーズに対応した人材を専門のコーディネーターが的確にマッチングしていく仕組みをつくり、モデル事業として安定的かつ効果的な外部人材の活用を図ってきた。

平成 25 年度からは本格実施に移行し、学校の教育活動をより効果的に支援していくため、教職を目指す大学生等、学校からの要望の多い人材を拡充するとともに、人材情報を学校へ公開し、学校が簡便に利用できる環境を整備するなど、更に円滑な外部人材の活用を推進していく。

4 学校問題解決事業（指導部）（再掲）

(1) 学校問題解決サポートセンターの概要

ア 基本方針

子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、よりよい解決策を提案する。

イ 体制

- ・非常勤職員である学校問題支援員（退職校長） 3 名
- ・常勤職員である指導主事 1 名、事務職 1 名
- ・専門家等（委嘱）：弁護士、精神科医、臨床心理士、退職警察官、行政書士、
民生・児童委員代表、保護者代表

ウ 対応

- ・学校経営支援センター、区市町村教育委員会、学校、保護者・地域住民からの電話相談に対して、経験豊富な退職校長や指導主事等が助言する。
- ・相談を受けた案件を協議し、必要に応じて専門家等の助言を受けながら回答する。
- ・解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等が双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

(2) 学校・区市町村教育委員会等へのサポート

学校問題の未然防止や学校の初期対応能力向上に向けた取組

ア 専門家等による講演会・個別相談会の実施

講演会（年 3 回予定）・個別相談会（年 8 回予定）、学校管理職等対象

イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会等への講師派遣

ウ 学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

年 2 回予定、区市町村教育委員会指導主事・学校経営支援主事対象

5 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年 2 月、毎年 11 月の第一土曜日（平成 25 年度は 11 月 2 日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年度定めるテーマによる記念行事を実施するとともに、10 月から 11 月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨に則った事業を、都内の学校や都庁各局において実施している。

6 都立特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実(都立学校教育部)

(1) 肢体不自由特別支援学校

児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、引き続き、全校に非常勤看護師を配置するとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の導入を拡大し、自立活動の指導をより一層充実させる。

また、児童・生徒の安全の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制を整備するため、平成 23 年度から都立肢体不自由特別支援学校に導入した学校介護職員について、順次、全校へ拡大していく。平成 25 年度は新たに 3 校に導入し、計 8 校に導入する。

こうした、多様な専門性を有する外部人材を導入することによって、教員の役割を明確にし、教育と医療、福祉等の専門家がチームを組み、それぞれの専門性を発揮・連携しながら、教育効果を高める新たな指導体制を確立する。

(2) 知的障害特別支援学校

自立活動の指導をこれまで以上に充実させ、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、平成 24 年度から作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の外部専門家の導入を開始した。今後、全ての都立知的障害特別支援学校に外部専門家の導入を進め、教員と高い専門性を有する外部人材とが連携した新たな指導体制を確立し、児童・生徒に対する指導の質を向上させる。平成 25 年度は新たに 9 校に導入し、計 12 校に導入する。

7 都立特別支援学校における放課後等の活動支援(地域教育支援部)

(1) 都立特別支援学校放課後子供教室推進事業の実施

児童・生徒の放課後等の「居場所づくり」を行うために、保護者を中心に地域住民、NPO 法人、ボランティア等の参画による支援組織を確立し、定期的な支援活動を安定的に実施できる学校において、国庫補助事業を活用した「都立特別支援学校放課後子供教室推進事業」を実施する。

(2) 都立特別支援学校における放課後等活動支援推進事業の実施

(1)の実施準備事業として、土・日曜日等に体験活動や交流活動を定期的実施しており、保護者等を中心にした支援組織が確立しつつある学校を対象に「都立特別支援学校における放課後等活動支援推進事業」を実施する。本事業においては、体験活動や交流活動等の支援を行おうとする支援者と学校関係者との間に支援推進協議会を設置し、支援内容や支援活動の実施方法についての協議や支援者によって構成される支援組織の確立に向けた検討を行う。

(3) 実施規模(平成 24 年度)

- | | |
|----------------------------|-----|
| ア 都立特別支援学校放課後子供教室推進事業 | 5 校 |
| イ 都立特別支援学校における放課後等活動支援推進事業 | 8 校 |

8 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(地域教育支援部)

(1) 地域ぐるみの学校安全体制の整備

学校管理下における児童の安全対策は、学校、家庭及び地域が連携して、交通安全、防犯及び災害対策の各観点から、総合的に実施されることが重要である。

そこで、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用し、区市町村教育委員会において実施する、学校が保護者や地域住民等のボランティアとともに取り組む安全対策の事業を支援している。平成 25 年度は、19 区市が実施を予定している。

(2) 区市町村教育委員会における取組例

ア スクールガードの養成

学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成するため、講習会を実施する。

イ スクールガード・リーダーの配置

防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回を実施する。実施に当たっては、スクールガードや教職員に対し、警備のポイントや改善点について指導・助言を行う。

また、スクールガード・リーダーとなる人材を確保する必要がある場合は、その育成のための講習会を実施する。

ウ 子供たちの見守り活動

学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施する。

9 放課後子供教室推進事業（地域教育支援部）

(1) 研修機会の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ安全管理員やボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達理解・障害理解、レクリエーション指導の方法」など、教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の拡充を図るなど、区市町村を支援していく。

【平成 24 年度】研修（実績） 5 回

(2) 情報提供の充実

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活動事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放課後子供教室の定着・促進と各教室の活動の充実を図る。

【平成 24 年度】放課後子供教室数（実績） 52 区市町 1,044 教室
都立特別支援学校 5 教室

10 民俗芸能次世代育成事業【新規】（地域教育支援部）

地域の大人が子供に対して、郷土の歴史と社会における基本的ルールを教え、伝えられるよう、地域社会の文化である民俗芸能の伝承教室等を通じて支援し、地域の教育力の向上を図る。

(1) 事業概要

都指定文化財で、青少年向け伝承事業を実施する団体等に対して、補助助成を行う。

(2) 補助対象事業

ア 伝承教室の実施

研修会、講習会及び実技指導等の実施に必要な経費

イ 発表会等の実施

伝承教室の成果発表や民俗芸能大会等へ参加などに要する経費

(3) 補助対象者

都指定無形文化財又は都指定無形民俗芸能の保存に当たっている認定保存団体。ただし、区市町村が当該保存団体に代わって補助対象事業を実施する場合は区市町村を補助対象者とする。

11 都立図書館改革の推進（地域教育支援部）

(1) 『都立図書館改革の具体的方策』の実施により実現したサービスの一層の充実

ア ワンストップサービス体制下の資料の案内・相談体制の拡充

都立図書館は、首都東京の広域的・総合的情報拠点として、都民の調査研究を支援するため、必要な資料や情報をより迅速かつ的確に提供する。来館者に対し、司書職員がきめ細かく資料の案内・相談を行うほか、オンラインによるレファレンスサービスや閲覧したい資料の予約・取り置きサービスなど、利便性の高いサービスを提供する。

【平成 24 年度】 都立図書館全体のレファレンス件数 79,370 件

イ 重点的情報サービスの推進

ビジネス情報、法律情報、健康・医療情報及び都市・東京情報を重点的情報サービスとして、推進している。資料提供のみならず、都民の情報ニーズに的確に応えた講演会・相談会・セミナー等を開催し、都民の課題解決を継続的に支援する。

【平成 24 年度】 講演会 5 回、相談会 14 回、セミナー 2 回開催

延べ参加人数は 828 名

ウ 開架閲覧サービスの拡充

中央図書館では、都内最大級の開架閲覧スペースを生かし、新着資料の展示、テーマによるミニ展示などを組み合わせ、閲覧サービスを更に充実させる。

【平成 24 年度】 延べ 53 テーマを設定してミニ展示を実施

エ 東京マガジンバンクサービスの拡充

多摩図書館では、公立図書館として最大規模となる 17,000 誌以上の雑誌を所蔵しており、幅広い分野の雑誌を生かした各種サービスを提供している。約 700 誌の開架閲覧サービスや創刊号コレクションの拡充を図るとともに、企画展示や講演会において多様な情報を発信し、雑誌の魅力と有用性を広く都民に知らせる。

【平成 24 年度】 企画展示 延べ 4 回、講演会 2 回

映画フェスティバル 1 回

講演会等の延べ参加人数 1,536 名

オ 児童・青少年サービスの推進

啓発資料の作成・配布、「東京都子供読書フォーラム」の開催、学校教育活動への支援、「子供の読書に関する講座」の開催等、幅広い事業をとおして、都内の児

童・青少年サービスのセンター的役割を担い、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

なお、平成 24 年度は、子供読書活動推進事業として、東京都子供読書フォーラムや公開講座等を実施し、延べ参加人数は 1,801 名であった。また、2 テーマを設定して展示を行った。

カ 江戸・東京の伝統文化の発信

都立図書館の江戸・東京関係のデジタル化資料を一元管理し、「江戸城」「浮世絵」「東京府・東京市関係資料」「江戸・東京の災害記録」等のカテゴリ別に検索・閲覧できるデータベースの開発を行った。

都立図書館が所蔵する貴重な資料の電子化を進め、公開資料の充実更新を図るとともに、都市・東京の歴史や文化を知ることができる新たなコンテンツを作成し、世界に発信していく。

キ 電子資料・オンラインデータベース等の充実

各種オンラインデータベースを充実させ、調査研究図書館としての情報サービスの一層の推進を図るとともに、情報通信技術の進展に合わせて更なる電子資料の活用を検討する。

【平成 25 年 4 月現在】 オンラインデータベースの無料提供 33 種類

ク 企画展の展開

図書館内外における企画展開催の経験を生かし、所蔵資料の魅力を伝え、参観者の一層の関心を引き出す展示や各種セミナーを効果的・効率的に展開する。

平成 24 年度は、新宿駅西口イベント広場における企画展のほか、東京文化財ウィーク 2012 参加展示など九つの展示を中央図書館企画展示室で行った。

また、オンラインデータベースの利用方法を案内する情報検索ショートセミナー及び図書館ツアーを実施した。

【平成 24 年度開催回数】 ショートセミナー 60 回

図書館ツアー 54 回

(2) インターネットを活用した都立図書館サービスの充実

ア 図書館情報システムの更新により導入した統合検索システムや登録利用者を対象とした新たな Web サービスの機能を活用し、より利便性の高いサービスを提供する。

【平成 24 年度】 都立図書館ホームページ

トップページアクセス数 1,405,262 件

蔵書検索数 5,274,056 件

イ ホームページ及びソーシャルメディア（Twitter 及び Face book）を活用し、都立図書館のサービスや事業の周知及び潜在的な利用者のニーズ把握等に努める。

(3) 図書館資料の拡充

引き続き、都立図書館サービスの基盤である図書館資料の充実を図る。

【平成 24 年度末】 所蔵資料数

図書 2,466,623 冊、雑誌 24,097 種、新聞 1,350 種

(4) 区市町村立図書館との連携・協力

ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研

修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。

イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図るとともに、除籍資料の有効活用を進める。

【平成 24 年度】

東京都図書館研究交流会 7 回、区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 延べ 12 回、延べ参加人数 1,368 名

都内区市町村立図書館への貸し出し協力 図書 78,969 冊、雑誌 7,811 冊、計 86,780 冊

(5) 都の行政施策との連携

ア 「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動の一層の推進を図る。

イ 学校に対する教育活動の支援についても一層の充実を図る。

学校からのレファレンスや読書相談、出張お話し会等の都立特別支援学校との連携事業、中学生の職場体験受入を実施

【平成 24 年度】 学校からのレファレンスや読書相談 55 件

都立特別支援学校 15 校との連携事業（出張お話し会等）

職場体験受入 中学校 13 校、36 名

ウ 政策立案支援サービスの充実を図る。

都職員の政策立案、資料作成、情報収集等を支援するため、引き続きサービスの充実を図る。

【平成 24 年度】 政策立案支援サービスレファレンス 2,223 件

資料の貸出 736 冊、複写枚数 6,632 枚

エ 都が設置する他の図書館等との連携・協力を図る。

都議会図書館、首都大学東京図書情報センターなど、都内に立地し、東京に関する資料を所蔵する専門図書館等との連携・協力を引き続き推進する。

(6) 図書館サービス評価の推進

都立図書館による自己評価及び外部の視点を取り入れた評価を実施するとともに、その評価を基にしたサービス及び運営改善の検討を行う。

自己評価及び第三者による評価結果は、ホームページで公表する。

12 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者及び都民等の協力を得て文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成 25 年 1 月 1 日現在 都指定文化財総数 807 件）

(ア) 平成 23 年度東京都指定文化財として指定したもの

○ 新たに指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（建造物） 旧島津公爵家袖ヶ崎本邸洋館
（清泉女子大学本館）
- ・ 東京都指定無形民俗文化財（風俗習慣） 富賀神社の巡り神輿
- ・ 東京都指定史跡 鈴木遺跡

○ 既に指定しているものに追加して指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（建造物） 旧李王家東京邸
- ・ 東京都指定史跡 西ヶ原貝塚

○ 指定を解除するもの

- ・ 東京都指定天然記念物（植物） 大鳥神社のオオアカガシ

(イ) 平成 24 年度東京都指定文化財として諮問したもの

○ 新たに指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（絵画） 増山雪斎博物図譜関係資料 虫豸帖^{ちゅうちじょう}
- ・ 東京都指定有形文化財（考古資料） 萩藩毛利家下屋敷跡出土地鎮具
- ・ 東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能） 神庭の神楽

○ 新たに指定し、指定したものを解除するもの

- ・ 東京都指定史跡 奥絵師狩野家墓所

○ 既に指定しているものに種別を変更するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（古文書） 増山雪斎博物図譜関係資料 虫塚^{むしづか}

○ 指定を解除するもの

- ・ 東京都指定旧跡 小石川植物園

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行と生産様式・生活様式の変化に直面している文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から 5 年計画で、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を悉皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を開始した。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。平成 23 年度は、国指定文化財 54 件、都指定文化財 44 件の事業に対して助成を行った。

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配

布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

文化財ウィークは、平成 24 年度で 15 回目となり、都民の方々への文化財情報の周知やウィークへの参加推進してきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と文化財をより身近なものと感じてもらうため、文化財を巡るコースを新たに設定することとし、「八重洲を歩いてみませんか」をテーマにパンフレットを作成・配布した。今後、シリーズ化していく予定である。

平成 23 年度の都内全域での文化財の公開は、287 か所 465 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 221 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 24 年度】新規登録数 1,746 件

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。【平成 24 年度】博物館相当施設の指定 2 件

(2) 埋蔵文化財の保護

ア 遺跡緊急発掘調査補助事業

埋蔵文化財調査の円滑な推進を図るために、事前調査の経費を負担することが著しく困難な個人又は中小企業者の発掘調査事業に対し、都が補助金を交付している。

イ 東京都立埋蔵文化財調査センター

東京都立埋蔵文化財調査センターは、都における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品と調査記録等を保管し、出土品等の展示により普及事業の充実を図っており、年間利用者数は約 27,000 人となっている。現在は指定管理者として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が運営を行っている。

(3) 文化財関係補助事業

区市町村が行う文化財の保存事業については、国及び都は、その事業費に対して次のような補助金を交付している。

ア 史跡の公有化（土地の買上げ）事業

国指定史跡の土地買上げについて、国及び都が助成する。また、都指定史跡の土地買上げについても都が単独で助成をする。平成 23 年度は、国指定 7 件の助成を行った。

イ 有形文化財等の修理事業

有形文化財（建造物、古文書、考古資料等）等の修理事業等については、原則として国と都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 24 年度】 国指定 18 件、都指定 7 件の助成を実施

ウ 史跡等の整備事業

史跡等の整備事業については、原則として国指定の場合は、国及び都が助成する。
また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 24 年度】 国指定 3 件、都指定 7 件の助成を実施

エ 埋蔵文化財緊急調査事業及び埋蔵文化財公開活用事業

埋蔵文化財の緊急発掘調査について、国及び都が助成し、公開活用事業には、国が助成する。

【平成 24 年度】 緊急発掘調査 39 件、公開活用事業 5 件の助成を実施

13 体験活動の機会の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）では、各施設の利用提供、それぞれの施設の特長を活かした文化・スポーツ教室、ユーススクエア事業や社会教育事業を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供している。

		東京スポーツ文化館（BumB） （区部ユース・プラザ）	高尾の森わくわくビレッジ （多摩地域ユース・プラザ）
施設	文化・学習	ミュージックスタジオ アクターズスタジオ マルチホール 研修ルーム 等	研修室 音楽室 陶芸室 調理室 多目的室 等
	スポーツ	メインアリーナ サブアリーナ マルチスタジオ 剣道場、柔道場 フィットネスジム 温水プール アーチェリーフィールド フットサルコート	体育室 ＜野外活動施設＞ テントサイト 野外炊さん場 キャンプファイヤー場 プロジェクト・アドベンチャー 等
	プログラム	＜スポーツ教室＞ 健康体操、ヨガ、エアロビクス等（フィットネススタジオ） クロール等競泳種目、アクアウォーキング等（プール） アーチェリー公開講座（アーチェリーフィールド）	＜文化・スポーツ教室＞ 陶芸、クラフト、クッキング ニュースポーツ等
事業	ユーススクエア	利用者の活動に関する相談、活動情報の収集と提供 利用団体の交流機会の提供、ボランティアの活用 活動支援プログラムの提供	
	社会教育事業	チャレンジ・アシスト・プログラム 若者スキルアップ講座 中学生の映画塾 大江戸探検倶楽部 親子で体験 IN 夢の島 BumB ワークショップイベント スポーツリーダーズセミナー	わくわくアートコンテスト わくわくの森キャンプ イングリッシュキャンプ 小学生・中学生のためのハローワーク リーダースキルアップ講座 子育て支援プログラム 1 子育て支援プログラム 2

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）では、平成24年度には文化学習施設とスポーツ施設を合わせて延べ263,877人の利用があった。また、施設を利用したスポーツ教室等も実施しており、延べ54,501人が参加している。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、中学生の映画塾などの体験活動を主とした社会教育事業7事業を実施しており、延べ292人の参加があった。

高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）でも、平成24年度には文化学習施設とスポーツ施設を合わせて延べ104,082人の利用があった。また、施設を利用した文化・スポーツ教室等では、延べ404人の参加者があり、施設内の広場の日帰り利用者28,022人と合わせて地域に開かれた施設として運営されている。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、わくわくの森キャンプなどの社会教育事業も7事業を実施しており、延べ857人の参加があった。

なお、両施設はその管理・運營業務をPFI方式により行っており、東京スポーツ文化館は、区部ユース・プラザ(株)が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ(株)がそれぞれ受託している。